

令和3年度 第2回

# 行政監査結果報告書

「男女共同参画の推進について」

板橋区監査委員

# 目 次

第1 監査実施概要.....	1
1 監査テーマ.....	1
2 監査テーマ選定の趣旨.....	1
3 監査の着眼点.....	1
4 監査対象及び監査対象課.....	1
5 監査実施期間.....	1
6 監査委員による聞き取り調査等.....	1
第2 監査結果.....	3
現況と課題.....	3
1 男女共同参画の推進に係る国・東京都の施策.....	3
2 板橋区における男女共同参画の推進に係る施策.....	6
3 男女社会参画課による普及広報活動.....	11
4 男女平等に関する区民の意識.....	16
5 男女平等推進センターの現況.....	18
6 男女共同参画の推進に関する事業（重点対象事業）の現況.....	27
検討・改善を求める事項.....	56
着眼点1 男女共同参画の推進に関する事業は、計画的、効果的に行われているか。.....	56
着眼点2 男女共同参画に関する区民の理解促進は、十分に図られているか。.....	56
総括意見.....	57
参考資料.....	59

# 第 1 監査実施概要

## 1 監査テーマ

男女共同参画の推進について

## 2 監査テーマ選定の趣旨

区は、男女平等参画基本条例のもと、全ての区民が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいる。

そこで、令和3年度第2回行政監査では、男女共同参画の推進に関する事業は、計画的、効果的に行われているか、区民の理解促進は、十分に図られているかなどの観点から検証を行った。

## 3 監査の着眼点

- (1) 男女共同参画の推進に関する事業は、計画的、効果的に行われているか。
- (2) 男女共同参画に関する区民の理解促進は、十分に図られているか。

## 4 監査対象及び監査対象課

- (1) 監査対象  
男女共同参画の推進に関する事業
- (2) 監査対象課  
総務部 男女社会参画課

## 5 監査実施期間

令和3年6月30日（水）から令和3年12月24日（金）まで

## 6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査及び現地監査は、令和3年8月2日（月）・

4日（水）に行った。

<現地監査場所>

男女社会参画課事務室及び区立男女平等推進センター

## 第 2 監査結果

### 現況と課題

#### 1 男女共同参画の推進に係る国・東京都の施策

##### (1) 国における施策

平成 11 年 6 月、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

基本法は、「男女の人権の尊重」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」などの基本理念を定めるほか、国に対し、男女共同参画社会の形成<sup>1</sup>の促進に関する基本的な計画（男女共同参画基本計画）を定めることを義務付けている。地方公共団体に対しては、基本理念にのっとり国の施策に準じた施策及び当該地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定・実施することとしている。また、都道府県に対しては、男女共同参画基本計画を勘案して都道府県男女共同参画計画を定めることを、区市町村に対しては、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して区市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることを求めている。

基本法の基本理念に関連する法律としては、平成 13 年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律<sup>2</sup>（以下「配偶者暴力防止法」という。）が、平成 27 年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）がそれぞれ制定されている。

男女共同参画に係る国の計画は、国際連合が定めた国際婦人年（昭和

---

<sup>1</sup> 「男女共同参画社会の形成」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう（基本法第 2 条第 1 号）。

<sup>2</sup> 平成 25 年法律第 72 号で法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正された。

50年)に「世界行動計画<sup>3</sup>」が採択され、昭和52年、婦人問題の課題及び施策の方向、目標等を明らかにする「国内行動計画」が定められたことに始まり、直近では、令和2年12月に基本法第13条に基づき「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が定められている。同計画には「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」などの政策が掲げられている。

## (2) 東京都における施策

東京都(以下「都」という。)は、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、平成12年、全国の自治体に先駆けて、東京都男女平等参画基本条例(以下「都条例」という。)を制定した。都条例は、男女平等参画<sup>4</sup>の促進に関する基本理念及び都・都民・事業者の責務、東京都の施策の基本的事項などを定めるものであり、都に対し総合的な男女平等参画施策の策定及び実施を責務として課すとともに、知事に対し「行動計画<sup>5</sup>」の策定を求めている。

都の計画は、昭和53年、女性問題解決及び男女平等推進のため「婦人問題解決のための東京都行動計画」が策定されたことに始まり、直近では、平成29年3月に都条例第8条に基づき「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されている。同計画は、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「女性活躍推進計画」及び配偶者暴力防止法第2条の3第1項

---

<sup>3</sup> 「世界行動計画」は、国際婦人年の目標達成のためにその後10年にわたり国内、国際両面における行動への指針を与える計画である。

<sup>4</sup> 「男女平等参画」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう(都条例第2条第1号)。

<sup>5</sup> 「行動計画」とは、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画をいう(都条例第8条第1項)。都条例に基づく行動計画は、基本法第14条第1項の都道府県男女共同参画計画に該当する。

に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」を含むものであり、男女平等参画の促進に関する都の施策及び都民・事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画となっている。

## 2 板橋区における男女共同参画の推進に係る施策

### (1) 組織及び板橋区立男女平等推進センターの設置

#### ① 組織

板橋区（以下「区」という。）は、昭和 55 年 9 月、「多様化する婦人問題に関する情報等を的確に把握する窓口並びに婦人問題の調査、研究及び連絡を所掌する組織」として、教育委員会事務局社会教育課に主査（婦人問題担当）を設置した。男女共同参画（婦人問題）に係る事務の所管部署は、数回の組織改正を経て、平成 9 年 4 月、課組織（児童女性部女性青少年課）となり、平成 20 年 4 月、政策経営部男女社会参画課となった。政策経営部への移管は、男女平等施策が多様な分野に関わっており、施策の実効性を高めるためには総合調整機能を強化していく必要があったためとされている。

その後、板橋区特定事業主行動計画（10 頁参照）の策定や附属機関等における女性委員の積極的登用の推進を総務部が担当していることを踏まえ、平成 27 年 4 月、総務部に移管され、総務部男女社会参画課男女平等推進係（以下「男女社会参画課」という。）として、令和 3 年 4 月 1 日現在、課長 1 名・係長 1 名・副係長 1 名・職員 3 名が配置されている。

#### ② 板橋区立男女平等推進センター

区は、男女共同参画社会の実現を目指し、区民の自主的な活動の場及び交流の機会を提供するため、平成 11 年 10 月、団体交流室、情報資料コーナー及び会議室を有する板橋区立男女平等推進センター（以下「男女平等推進センター」という。）を区立産文ホール（現・区立グリーンホー



男女平等推進センター・情報資料コーナー

ル）を区立産文ホール（現・区立グリーンホー



ル)内に設置し、平成16年9月、同ホールの改修に伴い、相談室を加えた。

平成28年3月には、男女平等推進センター(相談室)及び男女社会参画課の事務室は板橋区保健所内に移転し、男女平等推進センター(相談室)と板橋区保健所内にある女性健康支援センターとの一体的運営による女性総合相談窓口を開設した。移転に伴い、男女平等推進センターの相談室は板橋区保健所内、団体交流室及び情報資料コーナーは区立グリーンホール内に置かれることとなり、同年6月、会議室は廃止された。

## (2) 東京都板橋区男女平等参画基本条例の制定

区は、男女があらゆる分野における活動とともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会<sup>6</sup>の実現を図るため、平成15年3月、東京都板橋区男女平等参画基本条例(以下「区基本条例」という。)を制定した。

区基本条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念、区・区民・事業者の責務、区の基本的施策、推進体制などを定めたものである。区は、基本理念にのっとり男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進すること、及び男女平等参画社会の形成を推進するために必要な体制を整備し、財政上の措置を講じることとしている。

区基本条例の概要は、図表1のとおりである。

---

<sup>6</sup> 「男女平等参画社会」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう(区基本条例第2条第1号)。

図表1 区基本条例の概要

項目	内 容
基本理念	<p>① 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現する（第3条第1号）。</p> <p>② 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保される（第3条第2号）。</p> <p>③ 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担う（第3条第3号）。</p> <p>④ 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重される（第3条第4号）。</p> <p>⑤ 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備される（第3条第5号）。</p>
基本的施策	<p>① 行動計画（第8条第1項・第3項） 行動計画を策定・公表し、また、行動計画の実施状況報告書を毎年1回作成・公表する。</p> <p>② 男女平等参画の促進（第9条第1項） 男女平等参画の促進のため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図る。</p> <p>③ 調査、研究等（第10条） 男女平等参画社会の形成に関し、必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行う。</p> <p>④ 教育及び啓発の推進（第11条） 男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じる。</p> <p>⑤ 普及広報（第12条） 男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努める。</p> <p>⑥ 事業者・民間団体への支援（第13条） 男女平等参画を推進する事業者・民間団体への支援に努める。</p>
推進体制等	<p>① 男女平等参画推進本部の設置（第14条） 区長を本部長とする男女平等参画推進本部を設置し、同本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行う。</p> <p>② 男女平等推進センターの設置（第15条） 男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。</p> <p>③ 苦情処理委員会の設置（第17条） 男女平等参画社会の形成に係る苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会を設置する。</p> <p>④ 審議会の設置（第22条） 男女平等参画社会の形成を推進するために、東京都板橋区男女平等参画審議会を設置する。</p>

### (3) 計画の策定

男女共同参画の推進に関連する区の計画は、次のとおりである。

#### ① いたばしアクティブプラン

男女平等参画社会実現のための行動計画である「いたばしアクティブプラン」は、平成5年3月に第一次を策定して以降、第二次（平成14年3月）、第三次（平成18年3月）、第四次（平成23年3月）、第五次（平成28年3月）と改定を重ね、直近では、令和3年3月に第六次として「いたばしアクティブプラン2025」が定められた。

これらの計画は、板橋区基本構想、板橋区基本計画及び区の個別計画と整合を図って策定されており、このうち、第二次以降の計画は基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画基本計画」に、第三次以降の計画は区基本条例第8条第1項に規定する「行動計画」に位置づけられている。

今回の監査では、第五次の行動計画「いたばしアクティブプラン2020」（計画期間：平成28年度～令和2年度）にある132事業のうち男女社会参画課を担当課とする事業を対象としている。

また、計画期間を令和3年度～7年度とするいたばしアクティブプラン2025では、SDGsに掲げられているジェンダー平等<sup>7</sup>や、働きがいのある雇用の促進など各目標の達成に向け、あらゆる分野での男女平等参画に向けた施策を強化することとしている。

#### ② 板橋区配偶者暴力防止基本計画・板橋区女性活躍推進計画

配偶者暴力防止法の改正（平成19年7月）により、区市町村に、国の基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計

---

<sup>7</sup> ジェンダー平等とは、「男性は、女性はこうあるべき、するべき」と人々が無意識に考えている社会的・文化的につくられた性別（ジェンダー）に基づく偏見や不平等を解消し、すべての人が自らの能力を最大限に発揮する機会を確保しようとするものである。

画（市町村基本計画）を定めるよう努力義務が課されたことに伴い、区は、第四次以降のいたばしアクティブプランの中に「板橋区配偶者暴力防止基本計画」を定め、配偶者暴力未然防止のための意識啓発、被害者支援などを進めることとしている。

また、平成 27 年 9 月に施行された女性活躍推進法において、区市町村に、国の基本方針及び都道府県推進計画を勘案して、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）を定めるよう努力義務が課されたことから、区は、第五次以降のいたばしアクティブプランの中に「板橋区女性活躍推進計画」を定め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、誰もが働きやすい環境づくりなどを進めることとしている。

### ③ 板橋区特定事業主行動計画

区は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月施行）第 19 条第 1 項に規定する特定事業主として、平成 17 年に第 1 期の次世代育成支援対策に関する板橋区特定事業主行動計画を策定した。

その後、女性活躍推進法においても、区は特定事業主として、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（特定事業主行動計画）を策定することが義務づけられたため（第 19 条第 1 項）、平成 28 年 3 月、女性活躍に係る新たな目標及び取組を追加した上で、第 3 期の板橋区特定事業主行動計画を改定した。また、令和 2 年 3 月には、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第 4 期板橋区特定事業主行動計画を策定した。第 3 期（計画期間：平成 27 年度～令和元（平成 31）年度）、第 4 期（計画期間：令和 2 年度～6 年度）の板橋区特定事業主行動計画とも対象を区に勤務する全ての職員とし、「仕事と子育ての両立」、「仕事と生活の調和」、「女性の職業生活における活躍の促進」を目標に掲げ、男性職員の育児休業取得率、女性管理職割合などについて目標値を設定している。

### 3 男女社会参画課による普及広報活動

男女社会参画課は、男女平等参画社会についての理解促進、いたばしアクティブプランに掲げる事業の周知等のため、区民、事業者などに対し、次のような普及広報活動を行っている。

#### (1) 情報誌・広報紙の発行

##### ① センターだより「スクエア・I（あい）」

新しい男女の生き方を考える情報誌として、平成16年度から、センターだより「スクエア・I（あい）」（5,000部）を毎年度1回発行している。

編集・発行は、公募の区民（5名以内）及び男女社会参画課職員（2名）で構成する板橋区立男女平等推進センター情報誌編集会議が行っている<sup>8</sup>。内容については、編集委員同士の活発な議論や多様な意見を基にした上で男女平等参画推進に資するように留意し、男女平等参画についての理解が深まるよう、概念的な話だけでなく身近に感じてもらうための実例やデータを紹介するようにしている。また、区施設で配布するほか、区内の私立保育園、高等学校、大学などにも送付し、広く周知するようにしている。

##### ② 板橋区立男女平等推進センター通信 I C i t y ～あいしてい～

健康づくり、介護、防災など様々な視点からテーマを設定し情報を発信することにより、多様な視点から男女平等意識の啓発を行うため、平成23年度から、広報紙「板橋区立男女平等推進センター通信 I C i t y ～あいしてい～」を発行・配布している。庁内印刷を用いて毎年度1～3回程度発行し、テーマによって配布する区施設が異なるため発行部数もそれに合わせて約1,000～2,000部となっている。

---

<sup>8</sup> ただし、令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、男女社会参画課職員のみで編集・発行した。

### ③ 働き方を変える

ワーク・ライフ・バランス推進企業を表彰する「いたばし good balance 会社賞」（36・37 頁参照）の受賞企業の取組や労働環境を取り巻く法制度・環境の変化を周知し、区民のワーク・ライフ・バランスを促進するため、平成 30 年度から、小冊子「働き方を変える」（3,000 部）を毎年度 1 回発行し、区施設及び公益社団法人板橋法人会などの関係団体を通じ区民・区内事業者に配布している。同冊子は、受賞企業の取組を好事例



「働き方を変える」（表紙）

として紹介していることから受賞企業の P R 材料となり、受賞のメリットの一つとして機能している。

## （2）区職員を対象とした広報

### ① 男女平等参画推進NEWS

男女平等意識の啓発を行うため、平成 20 年度から、「男女平等参画推進NEWS」を発行し、メール配信又は庁内LANポータルサイトへの掲載により周知している。発行に当たっては、区職員のワーク・ライフ・バランス、男性職員の育児休暇・休業取得、管理職との懇談会における女性活躍推進に関する講演会の実施報告など、区職員に関心を持たれる内容を記事とするように留意している。

### ② D & I 通信

ダイバーシティ&インクルージョン<sup>9</sup>の理解促進及びダイバーシテ

<sup>9</sup> 「ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）」とは、多様性（人種、性別、年齢、身体的特徴等あらゆる人のあり方）をお互いに尊重し認め合い活かし合うことをいう。

ィフェア（50～52 頁参照）の周知のため、平成 30 年度から、「D & I 通信」を毎年度 5 回程度発行し、男女平等参画推進 NEWS と同様の方法で、区職員に周知している。

ダイバーシティ&インクルージョンの理解促進は、健康生きがい部、福祉部、子ども家庭部などにも関連する部署があるため、男女社会参画課は、これらの部署と連携して、女性の健康、子どもの貧困対策、児童虐待防止など様々な視点からダイバーシティ&インクルージョンを捉え、記事を掲載するようにしている。

### （3）SNS<sup>10</sup> を活用した広報

男女共同参画の推進に係る各種事業・刊行物、相談窓口などを広く周知するため、区公式ホームページのほか、ツイッター、インスタグラムといった SNS を活用している。ツイッター及びインスタグラムには男女社会参画課固有のアカウントを設け、イベント・講座情報、相談窓口情報などを発信しているが、フォロワー数はツイッターが 103 人、インスタグラムが 213 人（いずれも令和 3 年 11 月 30 日現在）であり、その数は少ない。

区が令和元年度に実施した区民意識意向調査では、「区に関する情報の入手方法」を複数回答で尋ねた設問に対し、全体では、第 1 位「広報いたばし」（53.8%）、第 2 位「区内に設置されている掲示板」（37.8%）、第 3 位「区ホームページ」（26.0%）などであり、第 5 位までの情報の入手方法に「SNS（フェイスブック・ツイッター）」は含まれない。

一方、年代別に見ると、SNS は、40 歳代以上では第 5 位までに含まれないものの、30 歳代で第 4 位（15.4%）、20 歳代で第 4 位（17.0%）、10 歳代で第 5 位（16.7%）となっている。10～30 歳代に対しては、SN

---

<sup>10</sup> SNS は、Social Networking Service の略で、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計されたサービスのこと。フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなどがある。

Sの活用が有効と考えられるため、男女社会参画課は、SNSの特性を活かしてこれらの年代に適した情報を効果的に発信することにより、フォロワー数を増やし、男女共同参画に係る理解促進を図る必要がある。

区に関する情報の入手方法（年代別）は、図表2のとおりである。

図表2 区に関する情報の入手方法（年代別）

		n	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体		1,144	広報いたばし 53.8	区内に設置されている掲示 板 37.8	区ホームページ 26.0	区からの回覧板 24.2	板橋区に関する新聞記事 13.2
年 代 別	10 歳 代	18	広報いたばし 33.3	区ホームページ／区内に設置されて いる掲示 板 27.8		区からの回覧板 22.2	SNS（フェイス ブック・ツイッ ター） 16.7
	20 歳 代	112	区内に設置されて いる掲示 板 32.1	区ホームページ 31.3	広報いたばし 18.8	SNS（フェイス ブック・ツイッ ター） 17.0	区からの回覧板 12.5
	30 歳 代	175	区内に設置されて いる掲示 板 47.4	区ホームページ 38.3	広報いたばし 25.7	SNS（フェイス ブック・ツイッ ター） 15.4	その他 13.1
	40 歳 代	193	広報いたばし 51.3	区内に設置されて いる掲示 板 39.4	区ホームページ 36.8	区からの回覧板 16.6	その他 11.4
	50 歳 代	212	広報いたばし 59.9	区内に設置されて いる掲示 板 33.0	区ホームページ 27.4	区からの回覧板 24.5	板橋区に関する新聞記事 9.9
	60 ～ 64 歳	88	広報いたばし 77.3	区からの回覧板 35.2	区内に設置されて いる掲示 板 31.8	区ホームページ 20.5	板橋区に関する新聞記事 15.9
	65 ～ 69 歳	118	広報いたばし 69.5	区内に設置されて いる掲示 板 39.0	区からの回覧板 36.4	板橋区に関する新聞記事 26.3	区ホームページ 16.9
	70 ～ 74 歳	96	広報いたばし 72.9	区内に設置されて いる掲示 板 40.6	区からの回覧板 37.5	板橋区に関する新聞記事 24.0	区ホームページ 11.5
	75 歳 以上	123	広報いたばし 75.6	区内に設置されて いる掲示 板 39.8	区からの回覧板 37.4	板橋区に関する新聞記事 26.0	区ホームページ 9.8

令和元年度板橋区区民意識意向調査報告書（令和2年3月）から抜粋



#### (4) その他の普及広報活動

男女社会参画課は、前述のほか、各地域センターで成人の日に開催する「成人のつどい」や区内の大学の大学祭といったイベントの機会を利用したり、区役所本庁舎1階ギャラリーモールで「いたばしパパ月間(10月)」のパネルを展示したりするなどの方法により、男女共同参画の推進に係る普及広報活動を行っている。また、区役所本庁舎、各区立施設などの女子トイレ・誰でもトイレの個室へへのチラシ貼付により、「女性のための相談窓口」について周知している。

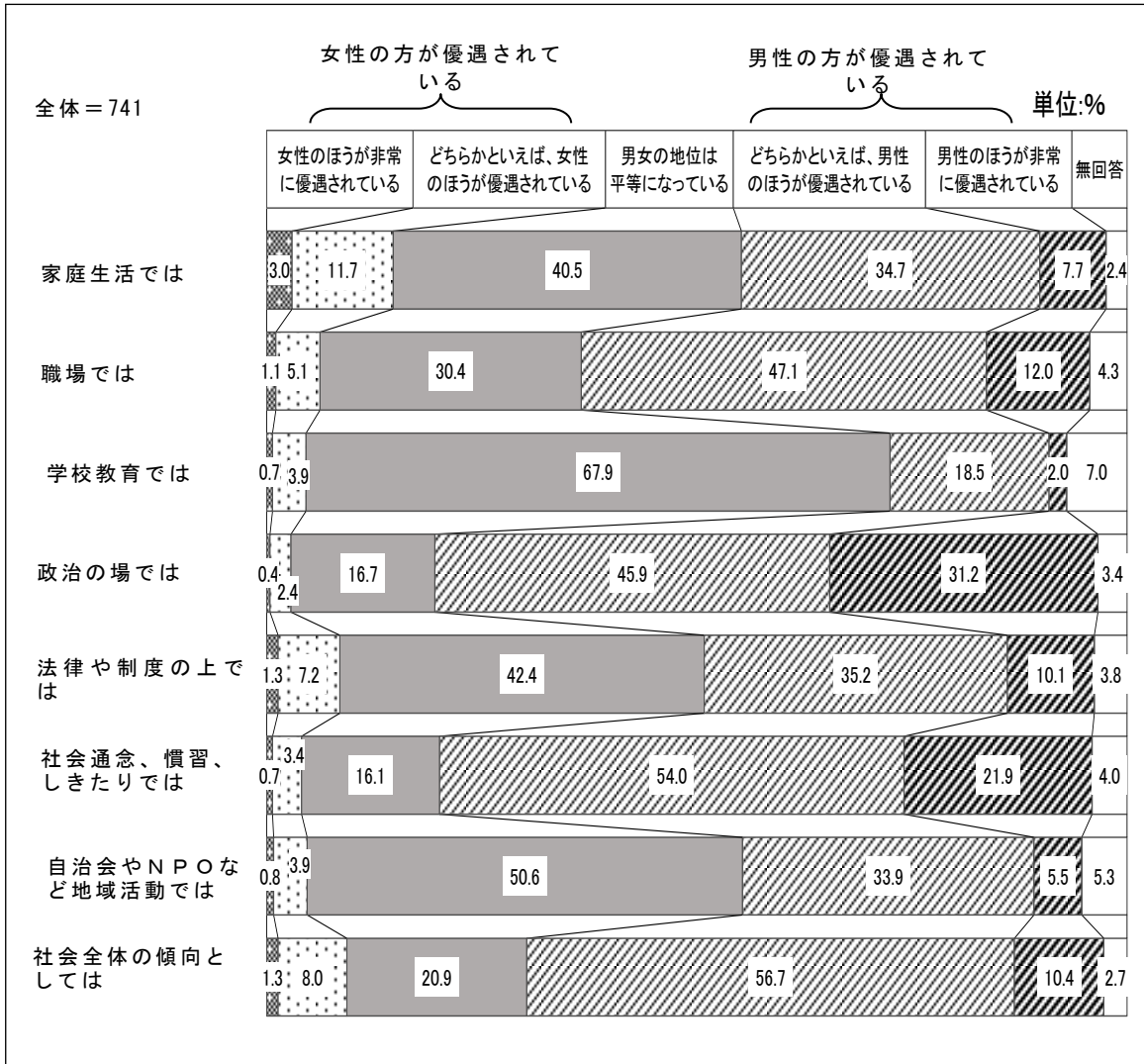
#### 4 男女平等に関する区民の意識

男女社会参画課は、男女平等参画に関する区民及び事業所の現状や意識等を把握し、いたばしアクティブプラン策定の基礎資料とする目的で、策定の前年度に「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（以下「意識・実態調査」という。）を実施しており、直近では、第六次いたばしアクティブプラン策定のため、令和元年6～7月に調査を行っている。

令和元年の意識・実態調査において、「各分野における男女の地位の平等感」を区民に尋ねた設問で、「男女の地位が平等になっている」という回答が50%を超えたのは、「学校教育」（67.9%）、「自治会やNPOなどの地域活動」（50.6%）であった。一方、「男性の方が優遇されている」という回答が50%を超えたのは、「政治の場」（77.1%）、「社会通念、慣習、しきたり」（75.9%）、「社会全体の傾向」（67.1%）、「職場」（59.1%）であった。

各分野における男女の地位の平等感（令和元年意識・実態調査）は、図表3のとおりである。

図表3 各分野における男女の地位の平等感（令和元年意識・実態調査）



板橋区男女平等に関する意識・実態調査報告書（令和元年11月）から抜粋

## 5 男女平等推進センターの現況

### (1) 概況

男女平等推進センターの概況は、図表4のとおりである。

図表4 男女平等推進センターの概況

設置根拠	東京都板橋区立男女平等推進センター条例（以下「センター条例」という。）	
事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等の推進に関すること。</li> <li>・男女の社会参画の支援に関すること。</li> <li>・区民相互の交流と諸活動の支援促進に関すること。</li> <li>・施設の利用に関すること。</li> </ul> （センター条例第2条）	
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体交流室（区立グリーンホール7階）</li> <li>・情報資料コーナー（区立グリーンホール7階）</li> <li>・相談室（板橋区保健所5階）</li> </ul> （センター条例第3条・第4条・別表）	
利用者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民及び区内に在勤し、又は在学する者</li> <li>・区民、区内在勤者、区内在学者を主な構成員とする団体</li> <li>・その他、区長が特に必要と認めるもの</li> </ul> （センター条例第7条）	
休業日	相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日・土曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に定める休日</li> <li>・12月29日から翌年の1月3日まで</li> </ul> （センター条例第5条・別表）
	団体交流室・情報資料コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立グリーンホールの休館日</li> <li>・12月29日から翌年の1月3日まで</li> </ul> （センター条例第5条・別表）
利用時間	相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前9時から午後5時まで</li> </ul> （センター条例第6条・別表）
	団体交流室・情報資料コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前9時から午後9時30分まで（令和2年度まで）</li> <li>・午前9時から午後8時まで（令和3年度以降）</li> </ul> （センター条例第6条・別表）

団体交流室は男女平等参画に関する活動・交流の場として利用できるフリースペース、情報資料コーナーは男女平等に関する図書、DVD等を揃えた情報収集や学習の場である（面積は両施設を合わせて約71㎡）。

団体交流室及び情報資料コーナーの管理業務は、委託により行われている。受託者は、月曜日から金曜日の午前9時から午後1時までは民間

事業者であり、利用者への案内、図書資料のデータ管理・貸出・返却、統計業務、男女平等推進センター事業の補助等の業務を行っている。委託契約では、男女平等推進センターの従事者として常時1ポストを配置することとされており、令和2年度の委託料（決算額）は、1,473,560円<sup>11</sup>であった。また、月曜日から金曜日の午後1時から利用終了時間まで及び土曜日・日曜日・祝日の午前9時から利用終了時間までは、公益社団法人板橋区シルバー人材センターが受託し、利用者への案内、図書資料の貸出・返却等の業務を行っている。同センターとの委託契約においても、従事者として常時1ポストを配置することとされており、令和2年度の委託料（決算額）は、2,927,119円<sup>12</sup>であった。

## （2）施設の利用状況

### ① 利用者数等の推移

団体交流室の利用者数等の推移は、図表5のとおりである。

図表5 団体交流室の利用者数等の推移

区 分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
団体交流室	1,325人	1,690人	1,722人	1,902人	938人
情報資料コーナー	2,094人 (672人) 32.1%	2,413人 (575人) 23.8%	2,054人 (464人) 22.6%	2,346人 (513人) 21.9%	1,081人 (221人) 20.4%
会議室兼用 保育室	24件	23件	18件	6件	2件

※人数及び件数はいずれも延べである。

※情報資料コーナーの欄の（ ）内は男性の利用者数（内数）、%は男性の利用率（小数点第二位以下を四捨五入）である。

※平成31年4月1日から令和2年3月31日までの年度は便宜的に令和元年度と表す（以下同じ。）。

男女社会参画課提出資料を参考に監査委員事務局が作成

<sup>11</sup> 令和2年度当初の契約金額は1,720,400円であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休館を理由に、1,473,560円に減額となった。

<sup>12</sup> 令和2年度当初の契約金額は3,660,202円であったが、脚注11と同様の理由により2,927,119円に減額となった。

令和2年度における団体交流室及び情報資料コーナーの利用者数が前年度に比して大幅に減少となったのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、男女平等推進センターが入居する区立グリーンホールが令和2年4月8日から同年5月31日までの間、休館となったことが主な要因であるが、特別な要因があった令和2年度以外の年度でも、団体交流室及び情報資料コーナーの利用者数は1日当たり10人程度と少ない。

男女社会参画課が令和元年に実施した意識・実態調査において、「男女平等推進センター スクエアー・I（あい）<sup>13</sup> の認知」について尋ねた設問では、「利用したことがある」（0.4%）、「知っているが、利用したことはない」（6.7%）と認知度が7.1%である一方、「知らない」が90.4%を占めていた。男女平等推進センターが、男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設であることから、男女社会参画課は、男女共同参画の推進に向けて、認知度を高め利用者数を増やす必要がある。

会議室兼用保育室（区立グリーンホール5階）は、保育を必要とする利用者が会議、サークル活動などに出席する際に保育室としても利用できる会議室である。保育室として利用する場合は、他の利用者に優先して利用の予約が可能であり、使用料も免除されるが、利用件数は毎年度減少している。男女社会参画課は、その理由として、保育マットなど保育室に必要な備品を常備しているが、会議室兼用であるため設営と原状復帰を利用者自ら行う必要があり、保育室としての利便性に欠けることを挙げている。

## ② 情報資料コーナーにおける資料図書等の貸出し

情報資料コーナーでは、男女平等参画推進に関する活動及び学習の

---

<sup>13</sup> スクエアー・I（あい）は、平成21年、公募により決定した男女平等推進センターの愛称である。

支援のため、資料図書等の貸出しを行っている。

貸出手続は、東京都板橋区立男女平等推進センター条例施行規則(以下「センター規則」という。)及び男女平等推進センター資料・図書貸出業務実施要領に定められており、資料図書等の貸出しを受けようとする場合は、利用の登録が必要である。区は、登録を受け付けた場合は貸出カードを交付し、同カードの提示により、原則として、貸出冊数は1人5冊まで、貸出期間は2週間以内の範囲内で資料図書等を貸し出すこととしている。

情報資料コーナーにおける貸出し等の状況は、図表6のとおりである。

図表6 情報資料コーナーにおける貸出し等の状況

各年度末現在

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録人数		806人	836人	858人
貸出人数		延べ211人	延べ231人	延べ136人
貸出冊数		延べ450冊	延べ540冊	延べ337冊
蔵書等数	図書	2,590	2,619	2,731
	資料	964	953	1,020
	DVD・ビデオ	115	115	115
	合計	3,669	3,697	3,866

※貸出冊数は図書、資料、DVD・ビデオの合計である。  
男女社会参画課提出資料

情報資料コーナーには図書、資料、DVD・ビデオを合わせて4,000点近くの資料図書等があるが、区公式ホームページでの新着図書案内を除いて、資料図書等の具体的な名称や内容に関する情報について周知されていない。このため、情報資料コーナーに来所しない限り、ど

のような資料図書等があるのか知ることができず、区民などが借りやすい環境になっているとは言えない。男女社会参画課は、男女共同参画の推進に係る活動や学習の支援に資するよう、蔵書目録、資料リストを作成し公表するなど、情報資料コーナーの資料図書等について積極的に周知する必要がある。

### (3) 相談業務の実施

男女平等推進センターでは、区基本条例第 15 条、センター条例第 2 条及び板橋区立男女平等推進センター相談業務実施要綱に基づき、相談業務を実施している。

相談業務は、専門性確保の観点から、プロポーザル方式で選定された事業者との随意契約により委託で行われており、令和 2 年度の委託料（決算額）は 14,769,150 円であった。相談員としては、女性の悩みや暴力相談、家庭相談などの相談員やカウンセリング経験がある者で、かつ、産業カウンセラー、臨床心理士等の資格を有する者を配置することとしている。

男女平等推進センターで実施する相談業務の種類及び内容は図表 7、相談業務の実施状況は図表 8 のとおりである。



図表 7 相談業務の種類及び内容

種 類	内 容	
総合相談	相談日	月曜日から金曜日、第 2 土曜日
	相談時間	午前 9 時から午後 5 時まで
	概 要	D V <sup>14</sup> 、セクシャル・ハラスメント等性別による権利侵害や性的マイノリティ等の悩み、育児中の女性の悩み、その他男女平等参画の視点での様々な悩みや問題の解決に向けて助言する。
D V 専門相談	相談日	月曜日、木曜日、第 2 土曜日
	相談時間	午前 10 時から午前 12 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで (第 2 土曜日は午後 4 時まで)
	概 要	D V 被害者に関する問題解決に向けた相談に応じ、関係機関との調整や適切な専門機関への案内、被害者の心のサポートなど、被害者の立場に立った支援を行う。
女性のための働き方サポートとフェミニスト相談	相談日	第 2・4・5 水曜日、第 2 土曜日
	相談時間	午前 10 時から午前 12 時まで、午後 1 時から午後 4 時まで
	概 要	職場での悩み、セクシャルハラスメント等の性別による差別、その他就労に関する様々な相談、心の悩みや人間関係等に関する相談について、関係機関の案内や心のサポートを行い、自分らしい生き方を選ぶことができるよう支援する。
D V 電話相談 (いたばし I (あい) ダイヤル)	相談日	月曜日から金曜日まで
	相談時間	午前 9 時から午後 5 時まで
	概 要	D V 被害者支援として、配偶者・パートナーからの暴力について相談を受け、板橋区配偶者暴力相談支援センター機能として、助言・関係機関の案内や各種手続の情報提供等の支援を行う。

<sup>14</sup> 英語の domestic violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多い。

図表 8 相談業務の実施状況

(単位：件)

区 分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
総合相談合計 件数		1,196	1,137	1,401	1,472	1,214
内 訳	自分自身の 問題	593	568	734	957	740
	家族・親族 関係	38	42	31	34	14
	子ども関係	50	67	34	16	35
	人間関係	151	157	170	90	51
	職場・仕事 関係	46	44	62	13	18
	病気・精神	8	10	22	1	0
	セクハラ	4	2	9	3	1
	D V	269(182)	206(148)	279(187)	280(194)	295(211)
	ストーカー	4	6	2	5	1
	その他	33	35	58	73	59
D V 専門相談		99	112	113	177	142
女性のための働き方サポートとフェミニスト相談合計件数		85	51	40	38	33
内 訳	働き方サポ ート	15	4	2	3	4
	自分自身の 問題	50	45	35	34	27
	家族・親族 関係	0	0	1	0	0
	子ども関係	1	1	1	0	0
	人間関係	15	1	1	1	2
	その他	4	0	0	0	0
D V 電話相談 〔いたばし I (あい)ダイヤル〕		83	95	82	102	100

※総合相談内訳・D V の欄の ( ) 内は電話相談件数を表す (内数)。

DV専門相談は相談件数が増加傾向にあったが、令和2年度の相談件数は前年度に比して減少となった。男女社会参画課は、国が新たにDV相談窓口を設けたこと、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため配偶者・パートナーの在宅時間が増えたことにより相談者が自宅から電話をかけづらくなったことを、減少の理由としている。

なお、男女平等推進センターでは、平成30年度から「子育てママの個別カウンセリング<sup>15</sup>」を開始するなど、相談を必要とする人が相談しやすい体制を整備するように努めている。

相談方法は、電話又は相談者が直接来所して行う面談によることとしているが、相談者がより気軽に相談できるように、個人情報保護に十分配慮した上で、電子メール、SNSなど情報通信技術を用いた相談方法について検討することが望まれる。

#### (4) 男女平等推進センター登録団体の状況

男女平等推進センターは、区内在住・在勤・在学者のほか、これらの者を主な構成員とする団体が利用できる。

利用できる団体（以下「登録団体」という。）の要件は、センター規則及び板橋区立男女平等推進センター団体登録要綱に定められており、①区内在住・在勤・在学者が半数以上であること、②構成員の数が5名以上であること、③男女平等の推進に関する学習・活動を現に行っていることの3要件を全て満たさなければならない。また、登録の有効期間は、登録日の年度を含む3年度間であるため、引き続き登録団体となるには新たな登録手続が必要である。

登録団体の活動内容は、男女平等の推進に関する学習・活動であるが、

---

<sup>15</sup> 「子育てママの個別カウンセリング」は、家事・育児に追われ自身のキャリアに不安を持つ母親等に寄り添い、気持ちを整理するためにカウンセリングを行うものであり、男女社会参画課が実施した事業のアンケート結果を踏まえて開始した。相談件数は、平成30年度35件、令和元年度52件、令和2年度34件であり、図表8の総合相談に含まれる。

男女平等の推進は様々な分野に関係することから、その範囲を幅広く捉え、子育て支援、更生保護施設援護、高齢者の生活相談をテーマに活動する団体も登録されており、活動内容は多分野にわたっている。また、活動の一環として、区と連携・協力して、I（あい）サロンや男女共同参画週間行事（46～49 頁参照）を実施している。

登録団体数の推移（平成 24 年度から令和 3 年度まで）は、図表 9 のとおりである。

図表 9 登録団体数の推移（平成 24 年度から令和 3 年度まで）

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
登録団体数	32	37	38	40	37	26	28	30	27	25

※登録団体数は令和 3 年度を除き各年度末日現在のもの。令和 3 年度は令和 3 年 4 月 1 日現在の登録団体数

登録団体数は減少傾向にあり、男女社会参画課は、減少の理由として、登録団体の構成員が高齢化し活動の継続が困難になっていることを挙げている。

なお、登録団体には、①男女平等推進センターに設置された印刷機や団体交流室に設置された各登録団体専用のボックスを利用できる、②団体交流室の一部のスペースを優先的に利用できる、③区立グリーンホールにある一部の会議室の使用料が 3 割減額されるといった優遇措置が設けられている。

## 6 男女共同参画の推進に関する事業（重点対象事業）の現況

今回の監査では、いたばしアクティブプラン 2020 における計画事業のうち次のいずれかの要件に該当するもの及び「ダイバーシティフェア<sup>16</sup>」を重点対象事業として、より詳細な調査資料を求め、監査を実施した。

要件 1 …いたばしアクティブプラン 2025 において重点事業とされている事業（担当課を男女社会参画課とするものに限る。）

要件 2 …男女平等参画を進めるため男女社会参画課が主体となり組織横断的な連携取組を行うとした事業

※ 重点対象事業以外で監査対象とした計画事業（いたばしアクティブプラン 2020 の計画事業であって、いたばしアクティブプラン 2025 においても計画事業とされている事業）の監査結果は、巻末の参考資料「男女共同参画の推進に関する事業（計画事業）の現況」のとおりである。

### （1）重点対象事業と基本的施策

前記の要件により抽出した重点対象事業（15 事業）の対象者及び区基本条例に定める基本的施策との関連については、図表 10 のとおりである。

---

<sup>16</sup> ダイバーシティフェアは、いたばしアクティブプラン 2020 の計画事業に含まれないが、男女社会参画課がいたばしアクティブプラン 2020 の計画期間中に実施しており、いたばしアクティブプラン 2025 の重点事業となっているため、重点対象事業とした。

図表 10 重点対象事業の対象者及び区基本条例に定める基本的施策との関連

番号	計画事業名	対象者	基本的施策				
			進参男 画女 の平 促等	究調 等查 ・研	進啓教 発育 の及 推び	普及 及 広報	へ民事 の間業 支団者 援体・
めざす姿1「女性が活躍できるまち」							
①	ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携*	区民 区内事業者			○	○	○
②	ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制の構築*	区職員 区民 区内事業者		○	○	○	
③	「いたばしパパ月間」実現に向けた調査・調整・実施・拡大*	区民（主に子育て中の男性）		○	○	○	
④	男性の意識向上につながる多様な啓発*	区民（主に子育て中の男性）			○	○	○
⑤	男性向け家事・育児・介護スキルアップ講座	区民（主に子育て中の男性）			○		
⑥	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰（いたばし good balance 会社賞）	区内中小企業、一般社団法人及び一般財団法人等の事業者			○		○
⑦	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等に関する企業への情報提供と働きかけ	区内事業者			○	○	○
めざす姿2「男女がわかりあえるまち」							
⑧	審議会委員等委員の男女バランスへの配慮*	附属機関及び要綱等により設置されている各種審議会・協議会・懇談会等	○				
めざす姿3「安心して安全に暮らせるまち」							
⑨	女性のための相談窓口の充実	区内に在住、在勤、在学の女性			○	○	

⑩	学校等と進める 予防教育	主に区立中 学校の生徒			○		
めざす姿4「実現のために」							
⑪	「いたばしNo.1 実現プラン2018 『人材育成・活 用編』（次代を 担う”ひとづく り”編）」と連 動して進める女 性活躍の推進	区職員			○	○	○
⑫	相談を必要とす る人に情報が届 くしくみづくり	区内に在 住、在勤、 在学の女性 等			○	○	
⑬	登録団体との連 携促進	区民			○	○	○
⑭	女性健康支援セ ンターと連携で 進める啓発・普 及*	区内に在 住、在勤、 在学の女性			○	○	
⑮	ダイバーシティ フェア	区民			○	○	

※図表 10 は、「各重点対象事業が誰に対してどのような基本的施策を実現するために実施されたか」を一覧にしたものである。基本的施策については、8頁・図表 1 を参照

※番号欄の網掛けは、一の計画事業の中に2以上の実施事業があるものを表す。

※計画事業名の末尾に「\*」があるものは、要件2に該当する計画事業である。

重点対象事業のうち、「教育及び啓発の推進」に関連するのは14事業、「普及広報」に関連するのは11事業である。

## (2) 重点対象事業の概況

各重点対象事業の概況は次のとおりである。

### ① ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携

ワーク・ライフ・バランス推進に関連する所管課や関係機関等が実施している様々な啓発事業等と連携することにより、男女社会参画課のみでは情報発信等が難しい多様な対象に向けて、効果的に普及・啓発を実施するものであり、『「いたばし働きがいのある会社賞<sup>17</sup>」』での

<sup>17</sup> 「いたばし働きがいのある会社賞」は、経営者が従業員の働きがいを高めるとともに、実際に働きがいを感じている従業員が集い、業績を伸ばしている企業を表彰する事業である（公益財団法人板橋区産業振興公社ホームページによる。）。

啓発等」、「労働セミナーでの啓発」の2件の実施事業がある。

ア 「いたばし働きがいのある会社賞」での啓発等

男女社会参画課は、公益財団法人板橋区産業振興公社（以下「産業振興公社」という。）が主催する「いたばし働きがいのある会社賞」の表彰式及び関連セミナーにおいて、区内事業者に向けて、ワーク・ライフ・バランス推進企業を表彰する「いたばし good balance 会社賞」受賞企業の取組の紹介等を行った。

イ 労働セミナーでの啓発

東京都労働相談情報センター池袋事務所と区がセミナーを共催し、又は同事務所が主催するセミナーを区が後援する際に、「いたばし good balance 会社賞」受賞企業の取組の紹介等を区内事業者に向けて行った。

男女社会参画課は、産業振興公社、東京都労働相談情報センター池袋事務所といった日頃から区内事業者、使用者等と接点がある団体を介してア及びイの事業を行うことにより、男女社会参画課のみでは情報発信が難しい区内事業者、使用者等に対するワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発・普及を図っている。

② ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制の構築

いたばしグッドバランス推進会議運営要領に基づき、平成 29 年 6 月、区は、総務部長を幹事長、人事課長及び男女社会参画課長を副幹事長とする「いたばしグッドバランス推進会議」を設置した。同会議では、ワーク・ライフ・バランス推進のための課題共有、問題点の抽出、解決に向けた検討や各課での実施状況を踏まえた今後の取組の検討を行った。

男女社会参画課は、いたばしアクティブプラン 2020 で活動指標の目標値とした「理解促進に向け 10 課（機関）以上連携し、年 3 回以上



開催」を達成し、ワーク・ライフ・バランスの理解は進んだが、職員の意識の高まりを具体的な行動変容に落とし込む必要があるとしている。

いたばしグッドバランス推進会議は、全庁の働き方改革推進のため令和2年度に発足した「働き方改革検討会」（事務局：政策経営部経営改革推進課）に統合され、今後は、同検討会において引き続きワーク・ライフ・バランス推進に対する具体的な取組を進めることとなった。

### ③ 「いたばしパパ月間」実現に向けた調査・調整・実施・拡大

各所管課が実施している父子対象事業を「いたばしパパ月間」に集中させ、一体的に広報していくことで「男の子育て」を啓発し、男性の育児参加を推進するものであり、「いたばしアクティブプラン2020に係る男性の家事・育児参画促進事業の調査」、「『いたばしパパBOOK』の発行」、「パネル展示・ポスター掲示・講座の集中実施」の3件の実施事業がある。

#### ア いたばしアクティブプラン2020に係る男性の家事・育児参画促進事業の調査

男女社会参画課は、平成30年度から「いたばしパパ月間」を実施するに当たり、平成28年度に各所管課が実施している男性の家事・育児参画促進事業の調査を行った。また、区公式ホームページで各所管課の父子対象事業を周知するため令和2年度に父子対象事業の調査を行った。調査の結果は、区公式ホームページで「板橋区のパパに向けた取組を紹介します」として公開している。

#### イ 「いたばしパパBOOK」の発行

男女社会参画課は、「いたばしパパ月間」の実施に先がけ、平成29年度に男性の家事・育児参画の促進を目的とする冊子「いたばしパパBOOK」を8,000部作成・発行した。作成に当たっては、子育て中の男性に手に取ってもらえるようなデザインとし、内容につい

ても子育てに関する実践的な知識のほか、男性が育児に関わることで得られるメリットも掲載し、子育てを前向きに捉えられる情報を提供するよう工夫していた。

ウ パネル展示・ポスター掲示・講座の集中実施

前記アによる調査(平成 28 年度実施)の結果、男女社会参画課は、各所管課の男性の家事・育児参画促進

事業が比較的集中していた 10 月を冊子「いたばしパパBOOK」(表紙「いたばしパパ月間」とし、平成 30 年度からパネル展などの事業を実施している。

「いたばしパパ月間」に実施した事業及び実績は、図表 11 のとおりである。



図表 11 「いたばしパパ月間」に実施した事業及び実績

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
パネル展示	展示場所 (期間)	本庁舎ギャラリー ーモール (9 月 25 日~10 月 26 日)	本庁舎プロモ ーションコー ナー (10 月 1 日~ 10 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎プロモーションコーナー (9 月 23 日~9 月 28 日)</li> <li>イオン板橋ショッピングセンター (10 月 3 日・4 日)</li> </ul>
ポ 掲 ス タ	掲示場所 (期間)	町会掲示板 (10 月 1 日~10 月 15 日)	町会掲示板 (10 月 1 日~10 月 15 日)	町会掲示板 (10 月 1 日~10 月 15 日)

イベント	テーマ	えほんライブ	-	『ほめ写』×アルバムカフェ
	開催場所	下赤塚地域センター	-	イオン板橋ショッピングセンター
	開催日時	10月27日(土) 午前12時～ 午後2時	-	10月4日(日) A 午後1時30分～午後2時30分 B 午後3時30分～午後4時30分
	参加者数	12人	-	A 22人 B 12人
セミナー I	テーマ	今だから考えた い！夫婦にとっ ての子育てと仕 事のバランス	理想のパパを目 指さない？アド ラー心理学に学 ぶ自立した子ど もの育て方	家事・育児の行 動経済学（前 編）
	開催場所	蓮根地域センタ ー・ロータスホ ール	本庁舎人材育成 センター	オンライン開催
	開催日時	9月30日(日) 午前10時～ 午前12時	10月18日(金) 午後7時～ 午後8時30分	10月15日(木) 午後7時～ 午後8時30分
	参加者数	6人	21人	48人
セミナー II	テーマ	知っておきたい 男性が介護をす るということ	会社だけでなく、 自分も変わる アドラー心理 学流働き方改 革	家事・育児の行 動経済学（後 編）
	開催場所	区立グリーンホ ール	本庁舎人材育成 センター	オンライン開催
	開催日時	10月17日(水) 午後7時～ 午後8時30分	10月23日(水) 午後7時～ 午後8時30分	10月17日(土) 午前10時～ 午前11時30分
	参加者数	12人	18人	50人
セミナー III	テーマ	家事が家族に笑 顔をつくる	産後のズレを乗 り越える！笑顔 が増える家庭の コミュニケーション術	今日から頼れる パパになる～知 っておきたい産 後の“リアル”～
	開催場所	下赤塚地域セン ター	区立シニア学習 プラザ・グリー ンカレッジホ ール	オンライン開催
	開催日時	10月27日(土) 午後2時～ 午後4時	10月27日(日) 午前10時～ 午前12時	10月25日(日) 午前10時～ 午前12時
	参加者数	13人	11人	25人

「いたばしパパ月間」に事業を実施するに当たっては、開催日時を子育て中の男性が参加しやすい夜間や土曜日・日曜日に設定し、内容も子どもと一緒に参加できるイベントや学術的な講座など、子育て中の男性のニーズに応えられるよう様々なものを企画している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、セミナーを全てオンラインで開催したが、参加者数は、開催場所への来所を必要とした他の年度よりも多かったことから、今後も積極的にオンラインを活用した事業展開が求められる。

#### ④ 男性の意識向上につながる多様な啓発

男性が家事・育児を前向きに捉え、積極的に参加できるような広報・啓発活動を庁内で連携しながら行うものであり、「パネル展示の実施」、「区内団体との共催イベントの実施」、「『いたばしパパBOOK』の配布」の3件の実施事業がある。

##### ア パネル展示の実施

男女社会参画課は、「いたばしパパ月間」に合わせて行ったパネル展示（図表 11（32 頁）パネル展示に同じ。）では、政策経営部広聴広報課が等身大パパのパネルを作成し、健康



区役所本庁舎1階パネル展示

生きがい部板橋健康福祉センターが親子クッキングのパネルを展示するなど庁内で連携しながら広報・啓発活動を行った。展示内容は、男性の家事・育児に関するデータといった硬い内容だけでなく、男性が育児に関わることのメリットや豆知識等も展示し、関心を持たれやすいようにした。展示場所も、区役所本庁舎のほか、日常的に家族で訪れやすい場所である区内商業施設を利用し土曜日・日曜日に開催するなど、区民の目に触れやすいように工夫をしていた。

## イ 区内団体との共催イベントの実施

男女社会参画課は、「いたばしパパ月間」に合わせて行ったイベント（図表 11（33 頁）イベントに同じ。）において、区内の子育て関係団体である「いたばしパパネットワーク」、「WakuWaku サロン」と協力・連携し、区施設や区内商業施設で親子参加型のイベントを実施した。

## ウ 「いたばしパパBOOK」の配布

平成 29 年度に発行した「いたばしパパBOOK」を妊婦面接の際に健康福祉センターで配付したほか、「いたばしパパ月間」の開催場所、区立児童館などで配布した。当初発行した 8,000 部の冊子は、ほぼ配布し終えたため、男女社会参画課は、今後の広報・啓発活動の方法として、ツイッターやインスタグラムなど SNS を利用した広報・啓発を考えるとしている。

## ⑤ 男性向け家事・育児・介護スキルアップ講座

男女社会参画課は、男性が子育てや家事に主体的に参画するための知識やスキルを身に付けられる講座を実施している。

平成 28・29 年度における男性向け家事・育児・介護スキルアップ講座の実施状況は、図表 12 のとおりである。

なお、平成 30 年度以降は、啓発・普及効果を高めるよう「いたばしパパ月間」（10 月）に集中して講座を実施することとしたため、平成 30 年度以降の実施状況は、図表 11（33 頁）セミナーⅠ～セミナーⅢのとおりである。

図表 12 男性向け家事・育児・介護スキルアップ講座の実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度
テーマ	パパやおじいちゃんのための 絵本読み聞かせ講座	男の料理教室
開催場所	区立グリーンホール	まなぼーと大原（区立大原生涯学習センター）
開催日時	10月30日(日) 午前10時～午前12時	1月25日(木) 午前10時～午後0時30分
参加者数	23人	15人

男女社会参画課は、講座の周知に当たり、講座の対象である育児中男性のパートナーからの紹介による参加も見込まれることから、育児中女性の目に触れやすい区立児童館・保育園でもチラシを配布するようにはしていた。

⑥ ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰（いたばし good balance 会社賞）

男女社会参画課は、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を支援するため表彰制度の充実を進めている。具体的には、「いたばしグッドバランス」推進企業表彰実施要綱に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進及びダイバーシティ&インクルージョンの実現に向けて積極的に取り組んでいる企業等を「いたばしグッドバランス」推進企業として表彰し、「いたばし good balance 会社賞」を授与するとしている。

表彰を受けようとする企業等は区長に申請し、区長は、「いたばしグッドバランス」推進企業表彰審査会<sup>18</sup>の審査・推薦を受けた企業等に関し、取組の実施状況、労働関係法令等の遵守状況等を「いたばし

<sup>18</sup> 「いたばしグッドバランス」推進企業表彰審査会は、表彰の適正を期するために設置し、委員は、総務部長、有識者（2名以内）、関係行政機関（1名）及び区職員（2名以内）である。

グッドバランス」推進企業表彰基準に基づき審査し、表彰を決定する。

対象となる企業等は、区内に本社又は主たる事業所があり、常時雇用する労働者が 300 人以下で事業活動を行う中小企業、一般社団法人及び一般財団法人等の事業者（国、地方公共団体及び一定の業種を除く。）である。男女社会参画課は、これらの事業者と関係が深い公益社団法人板橋法人会、一般社団法人板橋産業連合会、東京商工会議所板橋支部、産業振興公社といった団体と協力・連携して、「いたばし good balance 会社賞」について周知し、応募への働きかけを行っている。

受賞企業には、広報いたばしや小冊子「働き方を変える」への受賞記事の掲載による P R、区公式ホームページ広告掲載料の免除といったメリットがあり、男女社会参画課は、受賞企業の知名度・信頼度の向上という効果もあるとしている。

「いたばし good balance 会社賞」の応募企業数・受賞企業数は、図表 13 のとおりである。

図表 13 「いたばし good balance 会社賞」の応募企業数・受賞企業数

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
応募企業数	2 社	5 社	8 社	4 社	4 社
受賞企業数	2 社	2 社	7 社	3 社	4 社

応募企業数は、「いたばし good balance 会社賞」の対象となる企業等の数<sup>19</sup> に比して 2～8 社と少ないことから、男女社会参画課には、区内の事業者と関わりがある産業経済部産業振興課や産業振興公社などの関係団体と一層、協力・連携し、事業者に「いたばし good balance 会社賞」の意義を理解してもらい、応募企業数を増やすことが求められる。

<sup>19</sup> 対象となる企業等の数は、区内事業者数 17,825 から従業員 300 人以上の事業者数 223 を差し引いた 17,602（平成 28 年）程度になる（板橋区の統計（令和 2 年版）による直近値）。

⑦ ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等に関する企業への情報提供と働きかけ

ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に必要な情報提供を行い、男女がともに働きやすい環境整備を推進するものであり、「労働セミナーの開催」、「『いたばし good balance 会社賞』受賞企業の取組紹介」の2件の実施事業がある。

ア 労働セミナーの開催

男女社会参画課は、東京都労働相談情報センター池袋事務所と共催で労働セミナーを隔年で開催し、区内企業に対する啓発を行っている。労働セミナーの対象者は区内事業者であるため、テーマ選定に当たっては、企業の使用者・監督者等が関心を持ちやすい時勢に応じた内容とするようにしていた。

労働セミナーの開催状況は、図表 14 のとおりである。

図表 14 労働セミナーの開催状況

区分	平成 28 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
テーマ	使用者・人事担当者が知っておきたい育児介護休業制度の基本知識	企業力 UP セミナー～いきいき働く!女性活躍推進のポイント～	ウィズコロナ/アフターコロナ時代に企業に求められる新制度への対応
参加人数	42 人	24 人	37 人

イ 「いたばし good balance 会社賞」受賞企業の取組紹介

男女社会参画課は、「いたばし働きがいのある会社賞」表彰式や「いたばしパパ月間」でのパネル展示、小冊子「働き方を変える」の配布により、「いたばし good balance 会社賞」受賞企業の取組を紹介し、区内企業向けに情報発信を行っている。

受賞企業の取組紹介は、次年度以降の「いたばし good balance 会社賞」への応募につながるように、いたばし産業見本市の会場（区



立植村記念加賀スポーツセンター)、「いたばし働きがいのある会社賞」表彰式会場(区立ハイライフプラザ)といった区内企業関係者の目に触れやすい場所で行われている。また、小冊子「働き方を変える」を発行する際は、企業の使用者・監督者等が関心を持ちやすいように、「いたばし good balance 会社賞」受賞企業の取組紹介だけでなく、労働基準法の改正情報やテレワーク導入の注意点など時勢に応じた情報を掲載するようにしている。

#### ⑧ 審議会委員等委員の男女バランスへの配慮

女性が、区政の意思決定過程に参画できるよう、「区の審議会等<sup>20</sup>における女性委員比率 40%」に向けた積極的な取組を進めるものであり、男女社会参画課は、審議会等の所管課に対し女性委員の登用を依頼するとともに、毎年度、審議会等における女性の参画状況について調査を行っている。

審議会等における女性の参画状況の調査結果は、図表 15 のとおりである。

---

<sup>20</sup> 審議会等には、区の附属機関である審議会等のほか、要綱等に基づき設置されている審議会、協議会、懇談会等を含む。ただし、区の特別職及び区職員のみで構成される会議体は除いている。

図表 15 審議会等における女性の参画状況の調査結果

各年度 4 月 1 日現在

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
女性委員比率	31.6%	29.9%	29.6%	30.6%	31.7%
審議会等の全 数	79	88	84	97	98
女性委員 10%未満の審 議会等数	20(9)	22(10)	18(8)	24(13)	20(15)
全数に占める 女性委員 10%未満の審 議会等数の比 率	25.3% (11.4%)	25.0% (11.4%)	21.4% (9.5%)	24.7% (13.4%)	20.4% (15.3%)

※女性委員 10%未満の審議会等数の欄の（ ）内は、女性委員がゼロの審議会等数である（内数）。

※全数に占める女性委員 10%未満の審議会等数の比率の欄の（ ）内は、女性委員がゼロの審議会等数の比率である（同欄の比率はいずれも小数点第二位以下を四捨五入）。

男女社会参画課提出資料を参考に監査委員事務局が作成

各年度とも女性委員 10%未満の審議会等数の比率は 20%を超えており、女性委員がゼロの審議会等数の比率も概ね 10%を超えている。男女社会参画課は、女性委員が 10%未満の審議会等の所管課に対し、調査時にその理由を提出させているが、理由として、男性が多いとされる各関係団体の代表者や警察署長・消防署長を委員の要件としていること、また、学識経験者の委員について女性が少ないことを挙げている所管課が多い。

区は、第四次いたばしアクティブプラン（計画期間：平成 23 年度～27 年度）においても成果指標として区の審議会における女性委員の比率 40%を掲げたが、当該計画期間中の女性委員比率は 28.9～31.6%であり、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間、目標を達成するに至っていない。区は、区基本条例の基本理念にのっとり、率先して男女平等参画社会の形成を推進する立場にあり、区政の意思決定過程に多くの女性が参画できるよう、区の審議会等における女性委員比率

の向上に積極的に取り組む必要がある。審議会等を所管する部署にあつては、抜本的な職員の意識改革を求めたい。

#### ⑨ 女性のための相談窓口の充実

女性特有の健康上の悩み等について相談を受け付けている女性健康支援センター（健康生きがい部健康推進課女性健康支援係）と男女平等推進センター・相談室を板橋区保健所5階に隣接配置し<sup>21</sup>、「女性のための相談窓口」として双方の連携を強化することで、女性の心と身体の相談を実施するものである。

男女社会参画課は、リーフレット「女性のための相談窓口」（10,000部）を女性健康支援センターと共同作成し、区内の5大学<sup>22</sup>で開催する大学祭で配布するほか、男女平等推進センター、女性健康支援センター各々の相談に健康上の相談・DVの相談がある場合は、それぞれの相談窓口を案内するなど、協力・連携を図っている。

また、男女社会参画課は、「女性のための相談窓口」のチラシを作成し、区役所本庁舎や地域センター、健康福祉センター、児童館などの区立施設の女子トイレ・誰でもトイレの個室内に貼付することにより、相談窓口の情報が相談を必要とする女性の目に自然と留まるようにしている。

#### ⑩ 学校等と進める予防教育

区立中学校やPTAと協働して、デートDV（交際相手からの暴力）といった若者の間で起こる問題を取り上げ、DV防止に関する教育を実施している。

---

<sup>21</sup> 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保健所業務の拡大により、令和3年2月以降、男女社会参画課事務室及び男女平等推進センター・相談室は一時的に本庁舎に移転している。

<sup>22</sup> 5大学は、淑徳短期大学、大東文化大学、帝京大学、東京家政大学及び日本大学（医学部）である。

男女社会参画課は、区立中学校におけるデートDV防止啓発出前講座を平成28年度は男女平等参画推進委託事業<sup>23</sup>の一部として民間事業者への委託により行い、平成29年度以降は東京弁護士会法教育総合センターに依頼し、弁護士による講座を実施している<sup>24</sup>。平成28年度に区立中学校（23校）の養護教諭を対象に行ったデートDVに関する調査の結果では、回答があった16校のうち13校が「デートDV防止啓発出前講座の必要性を感じる」としていた。

区立中学校におけるデートDV防止啓発出前講座の実施状況は、図表16のとおりである。

図表16 区立中学校におけるデートDV防止啓発出前講座の実施状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学校数	1校	1校	1校	—	1校
学校名	板橋第二中学校	板橋第一中学校	板橋第二中学校	—	加賀中学校
参加者数	178人	128人	123人	—	112人

※参加者は卒業を控えた中学3年生である。

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

いたばしアクティブプラン2020計画期間中（平成28年度～令和2年度）の実施状況は毎年度1校であったが、男女社会参画課は、いたばしアクティブプラン2025計画期間中（令和3年度～7年度）には、全区立中学校において開催することを目標値としている。

<sup>23</sup> 男女平等参画推進委託事業は、男女平等参画の啓発・普及のため実施する事業を民間事業者への委託により行ったものである。事業内容は、①男性向け家事・育児・介護スキルアップ講座、②男女共同参画週間行事、③いたばし男女平等フォーラムの開催、④男女平等推進センターだより編集、⑤ダイバーシティフェアなどであり、各年度によって異なる。決算額は、2,506,680円（平成28年度）、2,770,200円（平成29年度）、2,506,775円（平成30年度）、1,641,850円（令和元年度）、1,318,900円（令和2年度）であった。なお、令和3年度は予算計上されていない。

<sup>24</sup> 講師の派遣は無料で行われている。

⑪ 「いたばしNo.1 実現プラン 2018『人材育成・活用編』（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して進める女性活躍の推進

区内事業所の模範となるよう、区役所自らがモデル事業所として、特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づき、管理的立場における女性職員の参画をより積極的に促進していくものであり、いたばしアクティブプラン 2020 では目標値を女性管理職割合 25.0%以上（令和2年度末）としていた。

区職員の女性管理職割合等の推移は、図表 17 のとおりである。

図表 17 区職員の女性管理職割合等の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
女性管理職 割合	18.8%	18.1%	18.5%	19.6%	20.6%
管理職選考 受験者数	66(7)人	61(5)人	78(11)人	76(7)人	87(11)人
管理職選考 合格者数	6(1)人	6(0)人	7(2)人	7(0)人	9(1)人

※女性管理職割合は、小数点第二位以下を四捨五入

※管理職選考受験者数には、全部・分割・免除・前倒し受験を含む。

※管理職選考受験者数・管理職選考合格者数の各欄の（ ）内は女性の人数である（内数）。

男女社会参画課提出資料を参考に監査委員事務局が作成

目標値を 25.0%以上に設定したものの目標値に達した年度は無かった。内閣府男女社会参画局が公表している「市区町村女性参画状況見える化マップ<sup>25</sup>」による 23 区の管理職に占める女性の割合（令和2年度）は、1 位が中野区（27.0%）、次いで杉並区（23.8%）、3 位新宿区（22.6%）、4 位品川区（21.0%）、5 位板橋区（20.6%）であり、23 区の平均値は 18.1%であった。

一方、令和元年の意識・実態調査（区民対象）では、区職員の管理

<sup>25</sup> [http://wwa.cao.go.jp/shichoson\\_map/?data=1&year=2020](http://wwa.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2020) による。

職の女性割合について、「もう少し増えたほうがよい」(38.5%)、「男女半々まで増えたほうがよい」(31.6%)であった。

男女社会参画課が令和2年度に全職員を対象に実施した「男女平等参画・ダイバーシティに関する職員アンケート調査」(回答者数550)によると、管理職を除く職員に対し管理職昇任について尋ねた設問では、管理職まで昇任したいと「思う」が12.5%、「思わない」が63.8%であった。昇任を望まない理由を尋ねた設問(複数回答可)では、「自分の能力や経験に自信がない」(58.9%)、「管理職に魅力を感じない」(57.3%)といった回答が上位であった。

また、区の女性管理職が増えた方が良いと回答した職員に対し、女性が管理職昇任への意欲を向上するために区が取り組むべきことを尋ねた設問(複数回答可)では、「育児・介護休業期間中においても管理職を継続できる制度整備」(70.6%)、「管理職のワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティマネジメントの促進」(62.0%)、「男女の固定的な役割分担意識に基づく慣行の見直し等職場の風土改善・意識改革」(51.8%)、「男性が主だった部署・職種(特に庁内の仕組みに関わる部署や議会対応のある部署)への女性職員の積極配置」(50.5%)といった回答が上位であった。

なお、同調査の結果は単純集計のみであったが、同調査では回答者の性別、年代、職種、職層、家族についても尋ねているため、これら回答者の属性データと管理職昇任や女性の管理職昇任への意欲向上についての回答をクロス集計することにより、職員の意向をより詳細に分析し、対策につなげることが期待される。

男女社会参画課は、女性管理職を増やすための課題として、ロールモデルがないこと、主要な仕事を任された経験がないことを挙げており、これらの課題に対応するよう、総務部人事課と協力・連携し、女性活躍推進の理解を深めるための研修、講演会、管理職との懇談会などを実施するとともに、研修などの内容を職員向け広報「男女平等

参画推進NEWS」で周知している。

また、ダイバーシティマネジメント実現検討プロジェクトチーム<sup>26</sup>との連携により、男性職員も女性職員も共に区政における男女平等参画の重要性への理解が促進されるよう普及啓発に取り組むとしている。

区の政策・方針決定過程への女性職員の参画拡大が図られるよう、区管理職に占める女性職員の割合を増やす効果的な取組が求められる。

## ⑫ 相談を必要とする人に情報が届くしくみづくり

男女社会参画課は、広報紙やリーフレットの紙媒体、区公式ホームページだけでなく、相談を必要とする人に情報が届くしくみづくりを進めている。情報が届くしくみづくりとして、前記⑨（41頁参照）で示したリーフレット「女性のための相談窓口」の配布やチラシ「女性のための相談窓口」の貼付のほか、各種講座、セミナー、ダイバーシティフェアの際、「いたばし I（あい）ダイヤル」（23頁・図表7参照）のカードをパープルリボン（女性への暴力防止）と一緒に配布する、「LGBT<sup>27</sup>から学ぶダイバーシティ&インクルージョン」のカードをレインボーリボン（LGBTや性的少数者への理解・賛同）と一緒に配布するといった方法により、相談窓口を周知している。

また、区民文化部戸籍住民課、健康福祉センター、福祉事務所といった部署とDV被害についての情報を共有し、連携して支援を行っている。

男女社会参画課は、「いたばし I（あい）ダイヤル」のカードを加害者の目に触れないように財布に入る名刺サイズの大きさにする、相談

---

<sup>26</sup> 「ダイバーシティマネジメント実現検討プロジェクトチーム」は、ジェンダー平等を含めた新たな組織風土を形成するため、現状の課題と原因を分析し、国や地方自治体、民間企業などの事例を参考に取組を検討することを目的に、令和2年3月に発足した職員有志のプロジェクトチームである。

<sup>27</sup> LGBTは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシャル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（出生時の性別と性自認が一致しない人）の頭文字を取ったものである。

窓口を思い出してもらえようカラーリボンを携帯電話のストラップとして使用できるようにするといった工夫をしているが、DV被害者が多い10代・20代の若年層は区役所や区役所主催のイベントに足を運ぶことが少なく、行政に相談しようという発想をしにくいことが課題と捉えている。男女社会参画課は、今後、若年層に相談窓口の情報を届けられるように、区立図書館・生涯学習センター・保育園など若年層の利用頻度が高いと思われる施設でのカード配布や、SNSを利用した情報提供の強化、メールでの相談受付の導入について検討していくとしている。

### ⑬ 登録団体との連携促進

男女平等推進センター登録団体と区が協力して事業を実施し、登録団体との連携をより促進するものであり、「I（あい）サロン」、「男女共同参画週間行事」の2件の実施事業がある。

#### ア I（あい）サロン

区は、男女平等推進センター登録団体と共催で様々なテーマを設定して企画を実施し、区民が気軽に交流できる場を提供している。

I（あい）サロンの実施状況は、図表18のとおりである。

図表18 I（あい）サロンの実施状況

区分	実施回数	延べ参加人数	テーマ
平成28年度	7回	76人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スペインってどんな国？</li> <li>・高齢期をしなやかに過ごしたい！</li> <li>・新聞ちぎり絵体験&amp;平和のおしゃべり</li> </ul>
平成29年度	9回	203人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セカンドライフをどう過ごす？～かるやかに・したたかに～</li> <li>・消しゴムスタンプで年賀状づくり&amp;“人生100年”を豊かに過ごすために</li> <li>・アイスランドとベトナムいったいどんな国??</li> <li>・話しましょう！身のまわりのこれって平等？それとも差別？</li> </ul>



平成 30年度	11回	125人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・折紙を楽しみながら平和について話しましょう</li> <li>・小物づくり&amp;おしゃべり</li> <li>・万が一の時困りませんか？</li> </ul>
令和 元年度	8回	126人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知ってますか？バルト三国</li> <li>・クリスマスグッズづくり&amp;贈りものについておしゃべりしましょう！</li> <li>・家庭内でのイライラや不安を上手に乗り切るための「怒りコントロール術」</li> </ul>
令和 2年度	5回	36人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポテサラ論争！あなたは どう 思いますか？</li> <li>・この秋、あなたは何をしますか？</li> <li>・近頃の子どものことを語ろう！</li> </ul>

※テーマは、参加人数が多かったものから順に3件を記載。平成29年度は参加人数が同数のテーマがあったため4件になっている。

男女社会参画課提出資料を参考に監査委員事務局が作成

男女社会参画課は、テーマを選定するに当たっては、I（あい）サロンの企画としてあまり硬い内容にせず、男女平等について考えるきっかけとしてもらうことに主眼を置き、多くの方が気軽に参加したいと思えるテーマとするようにしている。

また、区民が参加の計画を立てやすいよう、開催日を原則として毎月第一火曜日に、会場を区立グリーンホールに固定している。

I（あい）サロンの参加者の多くは70歳代以上であり、男女平等推進センター登録団体の構成員も高齢化している。今後は、若い世代も参加しやすい企画を立案していくことが求められる。

## イ 男女共同参画週間行事

基本法の公布・施行日（6月23日）を踏まえて内閣府が設定した「男女共同参画週間」（毎年6月23日から29日までの1週間）に合わせ、男女平等推進センター登録団体の主催・区の後援により、男女平等参画社会の形成の促進を図るための講座や展示を、「男女共同参画週間行事」として実施している。区は、男女共同参画週間期間中に区主催の公開講座を実施したほか、広報活動の援助や会議

室の貸出しなどで登録団体に協力している。

なお、男女共同参画週間行事は、平成 30 年度までは男女平等参画推進委託事業の一部として民間事業者に委託して実施していたが、令和元年度以降は委託によらずに実施している。



男女共同参画週間行事・パネル展示

男女共同参画週間行事の実施状況は、図表 19 のとおりである。

図表 19 男女共同参画週間行事の実施状況

区 分	参加団体数	延べ参加人数	区主催公開講座のテーマ
平成 28 年度	8 (37)	151 人	自分にあった生き方・働き方を考える
平成 29 年度	9 (26)	150 人	女性も男性も！一人ひとりの意思・能力・個性が活かされる社会を目指して
平成 30 年度	8 (28)	186 人	それってワンオペ育児かも？夫婦でできることから始めよう！！
令和元年度	8 (30)	223 人	誤解だらけ！？男女差の脳科学

※参加団体数の欄の（ ）内は各年度末の男女平等推進センター登録団体数であり、参加団体数を含む。

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

男女社会参画課提出資料を参考に監査委員事務局が作成

男女社会参画課は、登録団体が主催事業を円滑に計画・実施できるよう登録団体の代表者と進捗状況について情報を共有するとともに、幅広い年齢層に参加してもらうため、若い世代も興味・関心を持つテーマで講座や展示が企画されるよう登録団体に働きかけるといった工夫をしていた。

登録団体数は平成 28 年度～令和元年度の平均値で約 30 団体あるものの参加団体数は 8～9 団体であり、特定の登録団体が毎年度参

加する傾向にある。内閣府が提唱する男女共同参画週間は、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施するものであり、この機会を捉えて、多くの登録団体の活動を活性化し、若い世代も含めた新たな団体形成の契機とすることが期待される。

⑭ 女性健康支援センターと連携で進める啓発・普及

女性の活躍を推進していくに当たり、女性の健康保持や増進に関する理解・配慮は密接に関連し、重要であることから、男女平等推進センターと女性健康支援センターが連携し、女性のライフステージに応じた啓発活動を実施している。

女性健康支援センターとの連携による啓発活動は、図表 20 のとおりである。

図表 20 女性健康支援センターとの連携による啓発活動

講座実施	平成 28 年度	企業向け出前講座「女性ホルモンについて」
	平成 29 年度	いたばし I (あい)カレッジ「女性ホルモンのちから～女性の健康とライフデザインについて～」
大学祭での啓発 <sup>28</sup>	平成 28 年度～平成 30 年度	大東文化大学・淑徳短期大学・東京家政大学・帝京大学・日本大学医学部
	令和元年度	大東文化大学・淑徳短期大学・東京家政大学
	令和 2 年度	淑徳短期大学（オンライン）
イベントでの啓発	平成 28 年度・平成 29 年度	本庁舎 1 階イベントスクエアで開催した「リボンフェスタ」で乳がん・デートDVのパネル展示・アウェアネスリボン <sup>29</sup> 配布
	平成 30 年度～令和 2 年度	本庁舎 1 階イベントスクエアで開催した「ダイバーシティフェア」で乳がん・デートDVのパネル展示・アウェアネスリボン配布
広報紙の発行	平成 30 年度～令和 2 年度	職員向け広報「D & I 通信」で乳がんの早期発見・診断・治療を啓発

男女社会参画課提出資料を参考に監査委員事務局が作成

<sup>28</sup> 大学祭での啓発は、大学祭に出展し、乳がん・デートDVについて啓発したものである。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった大学祭が多く、オンラインで開催した淑徳短期大学のみとなった。

<sup>29</sup> 「アウェアネスリボン」は、着用者が社会問題に対してさりげない支援や賛同の声明を出す方法として使用されているリボンであり、ピンクリボン（乳がんの予防・啓発）、レインボーリボン（LGBTや性的少数者への理解・賛同）など色によって趣旨が異なる。

若年層に対し乳がん検診やデートDVについて啓発するため、男女平等推進センターと女性健康支援センターは、共同で大学祭に出展する、女性の心と身体の悩みは密接に関係していることから各々の主催事業で他方の事業を案内・周知するといった形で連携を図っている。区役所に来所する機会が少ない若年層に情報が届くように、事業の周知は、若年層が利用する区立施設を中心に案内チラシを配布している。

#### ⑮ ダイバーシティフェア

性別、年齢、国籍、文化、宗教などが異なる多様な人々をお互いに、理解し、認め合い、活かし合う「ダイバーシティ&インクルージョン」の考え方が区民に浸透するように、男女社



会参画課は、ダイバーシティフェア・パネル展示  
アを開催し、理解促進を図っている。ダイバーシティフェアは、いたばしアクティブプラン 2020 の計画事業「カラーリボンを活用した横断的な啓発活動」を発展させたものであり、平成 30 年度から実施している。同年度は男女平等参画推進委託事業の一部として民間事業者に委託して行っていたが、令和元年度以降は委託によらずに行っている。

ダイバーシティフェアの実施状況は、図表 21 のとおりである。

図表 21 ダイバーシティフェアの実施状況

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
展示 パネル	展示場所 (期間)	本庁舎イベント スクエア (11月21日～ 11月30日)	本庁舎イベント スクエア (11月20日～ 11月29日)	本庁舎イベント スクエア (11月19日～ 11月27日)
	カラーリボン配布	約 300 個	約 300 個	約 300 個
イ ベ ン ト I	テーマ	LGBT セミナー	LGBT と多様な人 材活用	あなたの隣の LGBT
	開催場所	本庁舎イベント スクエア	区人材育成セン ター	区人材育成セン ター
	開催日時	A 11月22日 午後2時～ 午後3時 B 11月26日 午後2時～ 午後3時	11月27日 午後7時～ 午後9時	11月26日 午後7時～ 午後9時
	参加者数	延 42 人	18 人	28 人
イ ベ ン ト II	テーマ	犯罪被害者遺族 の手記朗読	犯罪被害者遺族 の手記朗読	人権啓発 DVD 上 映
	開催場所	本庁舎イベント スクエア	本庁舎イベント スクエア	本庁舎イベント スクエア
	開催日時	A 11月21日 午前11時～ 午前11時30 分 B 11月21日 午後1時～午 後1時30分 C 11月29日 午前11時～ 午前11時30 分 D 11月29日 午後1時～午 後1時30分	A 11月20日 午前10時～ 午前10時30 分 B 11月22日 午前10時～ 午前10時30 分	11月19日～ 11月27日
	参加者数	延 53 人	延 50 人	—
イ ベ ン ト III	テーマ	ボッチャ体験	ミニセミナー 「板橋区と SDGs」	
	開催場所	本庁舎イベント スクエア	本庁舎イベント スクエア	
	開催日時	A 11月27日 午後2時～ 午後4時 B 11月28日 午後2時～ 午後4時	11月25日 午後1時～ 午後1時30分	
	参加者数	延 59 人	20 人	

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
イ ベ ン ト I V	テーマ		片手で使えるキッチンアイテム 展示・体験	
	開催場所		本庁舎イベント スクエア	
	開催日時		11 月 20 日～ 11 月 29 日	

※令和 2 年度のイベント I については、区公式 YouTube チャンネルで 12 月 3 日～同月 23 日まで動画配信。視聴数は 202 回であった。

区は、高齢者、障がい者、外国人など多様な人々を対象に施策・事業を行っており、これらの施策・事業を所管する区の組織も複数に及ぶ。このため、男女社会参画課は、パネル展示やイベント開催について、健康生きがい部長寿社会推進課・予防対策課、福祉部障がい政策課、子ども家庭部子ども政策課・子ども家庭支援センターなど多くの関係部署と協力・連携してダイバーシティフェアを実施していた。

また、区の組織以外とも、男女平等推進センター登録団体による犯罪被害者遺族の手記朗読の実施、公益財団法人板橋区文化・国際交流財団や区内の警察署によるパネル展示への出展、民間事業者によるミニセミナー「板橋区とSDGs」やボッチャ体験などのイベントの開催といった形で協力・連携をしていた。

男女社会参画課は、ダイバーシティ&インクルージョンの理解促進は、いたばしアクティブプラン 2025 で新たに取り組むとした課題であり、今後も「いたばしNo.1 実現プラン 2025」（令和 3 年 1 月策定）における重点戦略の一つである SDGs 戦略をこれまで以上に意識して事業を計画・運営していくとしている。

### (3) 重点対象事業の周知及び連携

男女社会参画課は、男女共同参画の推進に関する事業を他の部署や関係団体などと連携して実施している。各重点対象事業の周知方法及び関係課、関係機関等との連携状況は、図表 22 のとおりである。

なお、番号欄の丸囲み数字は、図表 10（28・29 頁参照）の番号欄に一致する。

図表 22 各重点対象事業の周知方法及び関係課、関係機関等との連携状況

番号	計画事業名	周知方法						連携			
		広報 いたばし	ホーム ページ	パン フレット	チ ラシ	S N S	そ の 他	関 係 課	関 係 機 関 等	区 民 団 体	
めざす姿 1 「女性が活躍できるまち」											
①	ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携										
	ア	「いたばし働きがいのある会社賞」での啓発等						○		○	
	イ	労働セミナーでの啓発	○	○		○				○	
②	ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制の構築										
			○	○				○	○		
③	「いたばしパパ月間」実現に向けた調査・調整・実施・拡大										
	ア	いたばしアクティブプラン2020に係る男性の家事・育児参画促進事業の調査							○		
	イ	「いたばしパパBOOK」の発行							○		
	ウ	パネル展示・ポスター掲示・講座の集中実施	○	○			○	○		○	○
④	男性の意識向上につながる多様な啓発										
	ア	「パネル展示」の実施	○	○			○	○	○	○	
	イ	区内団体との共催イベントの実施	○	○		○	○	○	○	○	○
	ウ	「いたばしパパBOOK」の配布	○	○			○	○	○	○	○
⑤	男性向け家事・育児・介護スキルアップ講座										
			○	○		○	○	○			
⑥	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰（いたばし good balance 会社賞）										
			○	○	○	○	○	○	○	○	

番 号	計画事業名	周知方法						連 携		
		広 報 い た ば し	ホ ー ム ペ ー ジ	パ ン フ レ ッ ト	チ ラ シ	S N S	そ の 他	関 係 課	関 係 機 関 等	区 民 団 体
⑦	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等に関する企業への情報提供と働きかけ									
ア	労働セミナーの開催	○	○		○				○	
イ	「いたばし good balance 会社賞」受賞企業の取組紹介	○	○	○		○			○	
めざす姿 2 「男女がわかりあえるまち」										
⑧	審議会委員等委員の男女バランスへの配慮						○	○		○
めざす姿 3 「安心で安全に暮らせるまち」										
⑨	女性のための相談窓口の充実		○	○	○	○	○	○	○	
⑩	学校等と進める予防教育							○	○	
めざす姿 4 「実現のために」										
⑪	「いたばしNo.1 実現プラン 2018『人材育成・活用編』(次代を担う"ひとづくり"編)」と連動して進める女性活躍の推進						○	○		
⑫	相談を必要とする人に情報が届くしくみづくり	○	○	○	○	○	○	○		
⑬	登録団体との連携促進									
ア	I (あい) サロン	○	○		○	○				○
イ	男女共同参画週間行事	○	○	○		○				○
⑭	女性健康支援センターと連携で進める啓発・普及	○	○		○	○	○	○	○	
⑮	ダイバーシティフェア	○	○		○	○	○	○	○	○

※番号欄の「ア」、「イ」、「ウ」は一の計画事業の中に2以上の実施事業がある場合の実施事業の区分である。各実施事業により周知方法や連携状況が異なるため、実施事業ごとに作成している。

※「関係機関等」は、国・都の機関のほか、大学、産業振興公社などの財団（社団）法人、民間事業者であり、「区民団体」は、男女平等推進センター登録団体、区内の子育て関係団体である（参考資料において同じ。）。

男女社会参画課提出資料を参考に監査委員事務局が作成



男女社会参画課は、周知方法として、区公式ホームページ(16事業)、広報いたばし(15事業)、SNS(13事業)を活用しており、パンフレットは作成に経費を要することもあるが、いたばし good balance 会社賞のように限られた事業で利用していた。SNSも活用しているもののフォロワー数は少ない(13頁参照)。

周知方法の「その他」は、ポスターの掲示、関連団体<sup>30</sup>の会報誌・メールマガジン、いたばし子育てナビアプリ、職員向け広報などであった。いたばし子育てナビアプリは、主に妊娠中・子育て中の区民を対象に、区の子育て支援情報、お出かけ情報、公共施設・保育所・病院等のマップ情報、予防接種情報等をまとめて提供するアプリであり、子育て中の区民を対象とした事業の周知に活用されていた。妊娠中・子育て中の区民はSNSを利用する年齢層であることから、フォロワー数の増加に向けた一つの手法として同アプリの利用も考えられる。

関係課との連携では、相談に関する事業(⑨及び⑫の事業)については、相談内容がDV被害、健康、育児など多岐にわたるため、戸籍住民課、健康推進課、健康福祉センター、福祉事務所、子ども家庭支援センターなどの課(所)と情報共有を図り、事業を進めていた。

また、イベントに関する事業(④ア・イ・ウ、⑥及び⑮)については、産業振興課、健康推進課、予防対策課、障がい政策課、子ども政策課、子ども家庭支援センターなど多くの課(所)の協力を得て男女社会参画課が事業を実施していた。これらの課(所)が所管する事務の中にも男女共同参画の推進という視点を取り入れるべきものがあるため、各課(所)においては男女社会参画課への協力に留まらず、自らの業務と捉えてイベントを実施するという意識が必要である。

---

<sup>30</sup> 関連団体は、一般社団法人板橋産業連合会、公益社団法人板橋法人会、東京商工会議所板橋支部、産業振興公社である。

## 検討・改善を求める事項

着眼点1 男女共同参画の推進に関する事業は、計画的、効果的に行われているか。

### 1 情報資料コーナーの資料図書等の周知について（P 22 関係）

男女社会参画課は、男女共同参画の推進に係る活動や学習の支援に資するよう、情報資料コーナーの資料図書等について積極的に周知する必要がある。

### 2 区の附属機関等の委員に占める女性委員について（P 40・41 関係）

区は、区基本条例の基本理念にのっとり、率先して男女平等参画社会の形成を推進する立場にあり、区政の意思決定過程に多くの女性が参画できるよう、区の審議会等における女性委員比率の向上に積極的に取り組む必要がある。

着眼点2 男女共同参画に関する区民の理解促進は、十分に図られているか。

### 1 SNSの活用について（P 13・14 関係）

10～30歳代に対しては、SNSの活用が有効と考えられるため、男女社会参画課は、SNSの特性を活かしてこれらの年代に適した情報を効果的に発信することにより、フォロワー数を増やし、男女共同参画に係る理解促進を図る必要がある。

### 2 男女平等推進センターの利用について（P 20 関係）

男女平等推進センターが、男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設であることから、男女社会参画課は、男女共同参画の推進に向けて、認知度を高め利用者数を増やす必要がある。

## 総括意見

区は、令和3年3月、男女共同参画に係る従来の取組に加え、SDGsの視点やダイバーシティ&インクルージョンの視点を取り入れた「いたばしアクティブプラン2025」を策定した。

今回の監査では令和2年度までの男女社会参画課による男女共同参画の実現に係る様々な取組について見てきたが、今後は、「いたばしアクティブプラン2025」に定められた新たな事業の枠組に合わせた体制の強化が望まれる。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、区は、すべての組織、職員に対し、男女共同参画について、大胆な意識改革を求める必要がある。

区の審議会等委員に占める女性委員の構成率、政策決定過程に参画する管理監督者層に占める女性職員の割合が伸びないのは、組織としても、職員個人の意識としても、それが優先的に取り組むべき課題と認識されていないことが懸念される。

区は、性別、職層を問わず、男女共同参画や女性活躍、ジェンダー平等といった視点を施策に反映し、政策決定過程への女性職員の参画をこれまで以上に推進することが必要である。

男女社会参画課や関連する部署には、大胆な意識改革と「いたばしアクティブプラン2025」に定められた様々な取組の成果を求めたい。

第二に、男女社会参画課の相談体制を充実することが必要である。

現在、男女社会参画課の相談体制は民間事業者への委託に依存しており、相談の専門性や信頼性、関連部署との連携における総合調整機能の発揮といった面からの脆弱性が危惧される。

女性の視点・活躍に力点を置きつつも、誰もが参画・活躍できる「共生社会」、多様性を活かし合う豊かな「成長社会」、暴力やハラスメントのない「安

心・安全社会」を実現するためには、施策を担当する男女社会参画課職員の専門性を高めることが肝要である。

男女社会参画課には、相談スタッフの人材育成・確保に努めるとともに、これまでの取組に加え、男女共同参画に係る施策全体のコーディネートや総合調整機能を果たせる組織になることを期待する。

一人ひとりの多様な価値観が尊重され、区民同士が互いに認め合い、活かす社会の実現に向け、今後も関係者の積極的な取組を期待する。

## 参考資料

男女共同参画の推進に関する事業（計画事業）の現況

いたばしアクティブプラン 2020「めざす姿」（4項目）別の計画事業の概要は、次のとおりである。

### 1 めざす姿1「女性が活躍できるまち」に係る計画事業

番号	計画事業名	概要	
#-1	先進企業や関係機関と連携して取り組む区内企業へ向けた啓発普及	事業内容	ワーク・ライフ・バランス導入による企業の成功事例紹介やノウハウ等、企業トップの理解を促す啓発活動を効果的に実施する。
		実施状況	(1) 「いたばし good balance 会社賞」受賞企業の取組事例やノウハウを広報いたばし、リーフレット等で紹介（平成 28・29 年度） (2) 会社賞受賞企業の取組事例や働き方改革関連法の概要を掲載した冊子を発行・配布（平成 30・令和元年度） (3) 会社賞受賞企業の取組事例の紹介や、テレワーク導入のメリット・課題を掲載した冊子を発行・配布（令和 2 年度）
#-2	介護離職防止のための情報提供	事業内容	家族の介護を抱えている労働者が仕事と介護を両立できるように介護休業制度の周知等を進める。
		実施状況	(1) 情報紙「板橋区立男女平等推進センター通信 I City～あいしてい～」で、介護と仕事の両立のための制度、育児・介護休業に係る法令の改正、就労継続のポイント等を紹介（平成 28・令和元・2 年度） (2) 改正育児・介護休業法（平成 29 年 1 月施行）について、区ホームページに掲載し周知（平成 29 年度） (3) 「“知っておきたい”男性が介護をすること」（セミナー）を実施し啓発（平成 30 年度）
#-3	就職支援セミナー	事業内容	働きたい女性のニーズに対応した再就職・就労・資格取得による就業率向上を目指す。
		実施状況	(1) 「女性のための再就職支援セミナー」をハローワーク池袋と共催（平成 28～令和 2 年度）
#-4	起業家支援	事業内容	企業活性化センターとの共催による起業家支援セミナー開催やインキュベーション施設の貸出、専門家による支援等を通じて女性の起業を推進する。
		実施状況	(1) 起業家支援セミナーの開催 ・起業経験談が聞ける！相談できる！（平成 28 年度） ・起業のい・ろ・はを知ろう！/こちら板橋べっぴん隊に学ぼう！（平成 29 年度） ・起業のい・ろ・はを知ろう！/地域で起業した先輩女性に学ぼう！（平成 30～令和 2 年度）
#-5	女性の継続就労へ向けた支援	事業内容	制度・雇用の情報提供や関係機関（東京しごとセンター、産業経済団体、ハローワーク等）との連携により、女性の就労を支援する。
		実施状況	(1) セミナーを東京都労働相談情報センター池袋事務所と隔年で共催（平成 28・30・令和 2 年度） (2) セミナーを東京しごとセンターと共催（平成 28～令和 2 年度）

番号	計画事業名	概要	
#-6	いたばし I (あい) カレッジ	事業内容	女性の能力発揮に向けて連続講座を開催し、雇用の場における女性活躍を推進する。
		実施状況	(1) 連続講座「いたばし I (あい) カレッジ」の実施 (平成 28・29・令和元・2 年度) (2) 「子育てママの未来計画」(大学の知的資源を活用し、育児中の女性を支援するためのセミナー) を東京家政大学・北区と共催 (平成 30・令和元・2 年度)
#-7	女性のための働き方サポートとフェミニスト相談	事業内容	仕事と生活の両立や労働条件、セクハラなど女性が仕事をしていく上での悩みに対応する。
		実施状況	(1) 女性のための働き方サポートとフェミニスト相談事業を委託により実施。相談件数は 24 頁を参照 (平成 28～令和 2 年度)

## 2 めざす姿 2 「男女がわかりあえるまち」に係る計画事業

番号	計画事業名	概要	
#-8	様々な機会を活用した男女平等参画基本条例理念の定着	事業内容	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場において、板橋区男女平等参画基本条例のパンフレット等を使用し、条例理念の普及・啓発活動を行う。
		実施状況	(1) 男女平等参画セミナーの開催 (平成 28～令和 2 年度) (2) 男女共同参画週間(6 月)、女性に対する暴力をなくす運動期間(11 月)における展示実施 (平成 28～令和 2 年度) (3) 成人式・大学祭における展示実施・パープルリボン配布 (平成 28～令和元年度)
#-9	多様な広報媒体を活用した啓発・普及	事業内容	情報誌、チラシ、パンフレットといった紙媒体やホームページだけでなく、SNS、企業との連携等、新しいネットワークを有効活用するとともに、シティプロモーションの視点も踏まえ、男女平等推進センターからの情報発信を行う。
		実施状況	(1) 情報誌「センターだより」、「I C i t y～あいしてい～」の発行 (平成 28～令和 2 年度) (2) ホームページ・ツイッターの活用 (平成 28～令和 2 年度) (3) インスタグラムの活用 (平成 30～令和 2 年度) (4) 民間事業者との連携により男性向け育児情報のホームページで区の事業を周知 (令和元・2 年度)
#-10	区民との協働で進める男女平等参画意識づくり	事業内容	男女平等を推進する区民との協働により、効果的に啓発活動を進める。
		実施状況	(1) 「男女共同参画週間行事」の実施 (平成 28～令和元年度) (2) 「区民協働企画講座」の実施 (平成 28～令和 2 年度) (3) 「I(あい)サロン」の共催 (平成 28～令和 2 年度)
#-11	連携で進める町会・自治会等の地域団体への意識啓発	事業内容	地域団体を所管する担当課と庁内各課と連携し、町会・自治会等の地域団体へ意識啓発活動を行う。
		実施状況	(1) 意見交換会の開催 (平成 29 年度) (2) 学校防災連絡会の開催 (平成 30～令和 2 年度)

#-12	男女平等参画の視点を踏まえた避難所運営等の推進	事業内容	女性に配慮した避難所運営に必要なチェックシートの作成や、備蓄品目の検討を進める。
		実施状況	(1) 情報紙「I C i t y～あいしてい」で女性目線の防災対策を特集（平成 29 年度） (2) 防災講習会等で「女性のための災害対策ハンドブック」を配付（平成 29 年度） (3) 学校防災連絡会で「女性のための災害対策ハンドブック」を配付し、避難所運営について啓発（平成 30～令和 2 年度）

### 3 めざす姿 3 「安心で安全に暮らせるまち」に係る計画事業

番号	計画事業名	概要	
#-13	性差に配慮した啓発活動の推進	事業内容	リプロダクティブ・ヘルス/ライツや性的マイノリティ等、個人としての自己の意思と責任により選択した多様な生き方が尊重されるよう啓発活動を推進する。
		実施状況	(1) 情報紙「I C i t y～あいしてい」で性的マイノリティを特集（平成 28 年度） (2) 性的マイノリティの啓発リーフレット「L G B T から学ぶダイバーシティ・インクルージョン」の作成（平成 29 年度） (3) ダイバーシティフェアでパネル展示・レインボーストラップ配布（平成 30～令和 2 年度） (4) L G B T セミナーの開催（平成 30～令和 2 年度）
#-14	若年層に向けた予防啓発	事業内容	様々な暴力・ハラスメントの防止に向けて、若年層を対象に予防啓発を行う。
		実施状況	(1) 大学祭に出展し、デートDVパンフレット・パープルリボンを配布（平成 28～令和元年度） (2) 大学祭（オンライン）でデートDVについて予防啓発（令和 2 年度） (3) 「成人のつどい」でデートDVについて予防啓発（平成 28～令和元年度）
#-15	メディアリテラシー普及のための啓発	事業内容	情報を読み理解し発信する力の向上のため、講座開催や情報提供を行う。
		実施状況	(1) デートDV防止啓発出前講座の実施（平成 28～30・令和 2 年度） (2) 「区民向け講座～女性とメディアリテラシー～」の実施（平成 29 年度）
#-16	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発（ステッカー、性暴力等）	事業内容	人権侵害・暴力に関する啓発用パンフレットやリーフレットを作成・配布し、未然防止のために情報提供を行う。
		実施状況	(1) リボンフェスタでカラーリボンを配布（平成 28・29 年度） (2) ダイバーシティフェアでパネル展示・レインボーストラップ配布（平成 30～令和 2 年度） (3) 大学祭に出展し、デートDVパンフレット・パープルリボンを配布（平成 28～令和元年度）
#-17	性的マイノリティなどの多様性を尊重する意識の啓発	事業内容	性的マイノリティといわれる人々への理解を深め、多様性を尊重する啓発を進める。
		実施状況	(1) 情報紙「I C i t y～あいしてい」で性的マイノリティを特集（平成 28 年度） (2) 性的マイノリティの啓発リーフレット「L G B T から学ぶダイバーシティ・インクルージョン」の作成（平成 29 年度） (3) L G B T セミナーの開催（平成 30～令和 2 年度）

4 めざす姿 4 「実現のために」に係る計画事業

番号	計画事業名	概要	
#-18	定期的な男女平等参画意識の点検	事業内容	男女平等参画に関する職員の意識を把握するため、定期的に点検・調査を行う。
		実施状況	(1) 全所属に対して、業務遂行の際に男女平等参画の視点が反映されているか調査を実施（平成 28・29 年度） (2) 管理職を除く全職員を対象に男女平等参画に関する職員アンケート調査を実施（平成 30 年度） (3) 管理職及び無作為抽出の職員 600 名を対象に男女平等参画・ダイバーシティに関する職員アンケート調査を実施（令和元年度） (4) 管理職を含む全職員を対象に男女平等参画・ダイバーシティに関する職員アンケート調査を実施（令和 2 年度）
#-19	意識の定着に向けた普及・啓発	事業内容	職員向けの情報誌を定期的に発行し、効果的な啓発活動を行う。
		実施状況	(1) 男女平等参画推進NEWSの発行（平成 28～令和 2 年度） (2) 板橋区立男女平等推進センター通信 I City～あいしてい～の発行（平成 28～令和 2 年度） (3) D & I 通信の発行（平成 30～令和 2 年度）
#-20	「いたばし No.1 実現プラン 2018 『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して進める意識啓発	事業内容	「いたばし No.1 実現プラン 2018 『人材育成・活用』編（次代を担う“ひとづくり”編）」と連動して「仕事と家庭等の両立支援のための環境整備」に関する職員の理解促進を進める。
		実施状況	(1) 男女平等参画推進NEWSで、特定事業主行動計画の取組を紹介（平成 28 年度） (2) 管理監督者対象のダイバーシティ・セミナーを人事課と連携し実施。係長職、係長職昇任予定者に対し、特定事業主行動計画の周知も含めたワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進を内容とする講座を実施（平成 29 年度） (3) 人事課実施の「産休・育休復帰予定職員と先輩ママ職員との懇談会」に合わせて、子育てと仕事の両立を応援するリーフレット「職場復帰を迎える皆さまへ」を作成し、配付（平成 30 年度） (4) 人事課実施の「産休・育休取得予定職員向け研修」に合わせて、子育てと仕事の両立を応援するリーフレット「産休・育休を取得する皆さまへ」を作成し、配付（令和元年度） (5) 人事課実施の「係長職能力実証・技能長職選考合格者研修」において、「産休・育休を取得する皆さまへ」を配付し、部下を持つ立場となった職員への啓発（令和 2 年度）
#-21	女性活躍推進法に基づく協議会設置検討	事業内容	女性活躍推進法に規定されている協議会設置の検討を進める。
		実施状況	(1) 協議会設置について検討（平成 28～令和元年度） (2) 既存の産業関係団体が出席する会議体等において女性活躍推進のための相互連携や情報共有をしていくことにより、協議会の設置目的が達成できるという結論に至ったため協議会は未設置（令和 2 年度）



#-22	基幹計画・個別計画とともに進める管理体制	事業内容	行政評価と連動し、効率よく各所管課の実績把握を行い、計画の進捗管理を行う。
		実施状況	(1) 行政評価の対象事務事業のうち、いたばしアクティブプラン2020と関連するものについて、「いたばしアクティブプラン2020実施状況報告書」の実績により進捗を把握
#-23	着実な計画達成に向けた進捗管理（成果指標・活動指標の監視）	事業内容	男女平等参画推進本部による年次評価と男女平等参画審議会による総括評価（5年分）により、点検・評価を実施する。
		実施状況	(1) いたばしアクティブプラン2020の活動指標について、毎年度の進捗管理を点検し、毎年度の実施状況報告書により報告（平成29～令和2年度） (2) いたばしアクティブプラン2020の成果指標について、令和元年度の意識・実態調査の結果を踏まえ、男女平等参画審議会による総括評価（5年分）にて評価（令和2年度）
#-24	区民ニーズの把握	事業内容	事業アンケートや団体アンケートを踏まえ新たな事業展開につなげる。
		実施状況	(1) 講座、セミナー、講演会等の事業ごとにアンケートを実施（平成28～令和2年度） (2) 区民・事業所を対象に、意識・実態調査を実施（令和元年度）
#-25	相談事業の充実	事業内容	区民ニーズに対応した相談内容で、相談を必要とする人が相談しやすい時間・場所の検討も行うなど、充実した相談体制づくりを進める。
		実施状況	(1) 総合相談、DV電話相談〔いたばしI（あい）ダイヤル〕の実施。各相談件数は24頁を参照（平成28～令和2年度）
#-26	広報媒体の充実と有効活用	事業内容	「お父さんと子ども向けイベント情報」や「働きたい女性のためのお役立ち情報」等各課で実施している事業を横断的にターゲットごとにまとめて発信するなどシティブロモーション的な発想も踏まえ、新たな情報発信方法に向けて検討する。
		実施状況	(1) ツイッターで情報を発信（平成28～令和2年度） (2) インスタグラム、区公式フェイスブック、いたばし子育てナビアプリで情報を発信（平成30～令和2年度） (3) 民間事業者の男性向け育児情報のホームページで情報を発信（令和元・2年度）
#-27	「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動強化	事業内容	男女共同参画週間（6月23日～29日）や、女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）の期間等の機を捉え、催し物や展示、セミナー等を開催するなど、区民への啓発活動を強化する。
		実施状況	(1) 「男女共同参画週間」期間中に男女共同参画週間行事を実施（平成28～令和元年度。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は中止） (2) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に本庁舎イベントスペースで啓発展示（平成28・29年度） (3) 「男女共同参画週間」期間中に本庁舎イベントスクエア又はプロモーションコーナーで啓発展示（平成28～令和2年度） (4) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に実施した「ダイバーシティフェア」において、本庁舎イベントスペースで啓発展示（平成30～令和2年度）

番号	計画事業名	概要	
#-28	男女平等参画の視点を考慮した情報発信	事業内容	担当業務についてイラストを用いて分かり易くPRする際、性別によりイメージを固定化しないなど「プラス男女平等参画の視点」による広報を推進する。
		実施状況	(1) 男女平等参画の視点を考慮した発行物(チラシ等)の作成(平成28~令和2年度) (2) 職員向け情報誌での意識啓発(平成28・令和2年度) (3) 区民向け情報誌での意識啓発(平成29年度)
#-29	カラーリボンを活用した横断的な啓発活動	事業内容	人権尊重の視点に立ち、カラーリボンを活用した横断的な啓発活動を関係各課と連携しながら進める。
		実施状況	(1) 大学祭でパープル・ピンクのリボンを配布(平成28~令和元年度)、 (2) 「女性に対する暴力をなくす運動」でパープルリボンを配布(平成28年度) (3) リボンフェスタでパープル・ピンク・レッド等のリボンを配布(平成28・29年度) (4) ダイバーシティフェアでパープル・ピンク・レッド・レインボー等のリボンを配布(平成30~令和2年度) (5) 学校防災連絡会でパープル、デートDV防止啓発出前講座でレインボーのリボンを配布(令和2年度)
#-30	男女平等推進センターにおける区民や登録団体の活動支援(資料コーナー、交流コーナーの充実)	事業内容	男女平等に関する活動について勉強や交流等を行っている区民や男女平等推進センター登録団体に向け、環境整備や学習の機会提供等、様々な支援を行う。
		実施状況	(1) 情報資料コーナーの蔵書購入(平成28~令和2年度) (2) 印刷機の利用整備(平成28~令和2年度)
#-31	いたばし男女平等フォーラムの開催	事業内容	男女平等参画社会実現に向けた気運醸成のため、区と公募区民との協働でイベントの企画・運営を行う。
		実施状況	(1) 講演会の開催(平成28~令和2年度。令和2年度はWEB開催) (2) 高校生によるミニコンサート・スピーチ発表会を開催(平成28~30年度) (3) 男女平等推進センター登録団体企画の実施(令和元年度)
#-32	男女平等参画区民協働企画講座の実施	事業内容	男女平等参画社会実現に向けた気運醸成と男女平等参画推進を行っている団体・グループの育成を目的として、区民主体で企画・運営する講座の実施を支援する。
		実施状況	(1) 男女平等参画区民協働企画講座を年度内3回実施(平成28~30・令和2年度) (2) 男女平等参画区民協働企画講座を年度内2回実施(令和元年度。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため第3回を中止)
#-33	「センターだより」の発行	事業内容	区と公募区民との協働で、男女平等参画に関する情報誌を企画・編集・発行する。
		実施状況	(1) 4名の編集委員協力者(公募区民)と年度内8~9回の編集会議を実施し、5,000部のセンターだよりを発行(平成28~令和元年度) (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、男女社会参画課職員のみで発行(令和2年度)

令和3年度 第2回 行政監査結果報告書  
「男女共同参画の推進について」  
(令和4年2月発行)

刊行物番号

R03-115

発行 板橋区監査委員事務局  
住所 板橋区板橋二丁目66番1号  
電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています